


# 公立高等専門学校の設置・運営への支援

➢ 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高度専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置および安定的・持続的運営を目指す

【提案・要望先】総務省、文部科学省

## 1 提案・要望内容

**(1) 高等学校教育改革等推進事業債における交付税措置の拡充**

**(2) 運営費に対する交付税措置の拡充**

## 2 提案・要望の理由

国におかれては、日本成長戦略（令和８年７月 21 日閣議決定）において、「現在３校にとどまる公立の高専の設置を促進するとともに（中略）地域のインフラを支える人材を育成する。」と、公立の高専設置を促進することが掲げられている。

本県では、令和５年３月に基本構想を策定し、県立高等専門学校を令和 10 年４月に開校すべく準備を進めており、校舎等施設の建設については、今年度から約２年をかけ、また、実験・実習に用いる機器・設備の整備については、令和９年度から約３年をかけ、それぞれ行う予定であり、**総額約 150 億円を要する見込み**である。

**公立高専の新設に必要となる施設等の整備および開校後の安定的かつ持続的な学校運営の実現**のため、以下２点について財政支援をお願いしたい。

**(1) 高等学校教育改革等推進事業債における交付税措置の拡充**

○ 令和８年度から、公立高専新設にも充当可能な「高等学校教育改革等推進事業債」が創設され、本県でも活用を予定しているが、当該地方債は、高校無償化に伴う既存の公立高校への影響を考慮し、専門高校の高度化等に必要な改修を主たる事業として想定されており、施設の新増築およびこれらに伴う機器・設備の整備については、交付税措置率が 30％にとどまっている。

○ 高専において、将来にわたり高度専門人材を育成・輩出するためには、**大学と同じ高等教育機関**として、より高度な教育を行うことのできる施設および機器・設備を整備する必要があり、かつ、新設・開校に向け、短期間での集中投資となり、本県にとって、大きな財政負担となるところ。

○ ついては、**公立高専の新設に対し、財政負担の平準化および軽減が図られるよう、高等学校教育改革等推進事業債における交付税措置率の引上げをお願いしたい。**

**(2) 運営に対する交付税措置の拡充**

○ 普通交付税の算定における「教育費」−「その他の教育費」−「測定単位：公立大学等学生数」の公立高専に係る基準財政需要額の算定額が、国立高専の運営に要する経費の現状に比べて過少であることから、**運営費の状況に見合った基準財政需要額となるよう、種別補正の補正率の見直しをお願いしたい。**

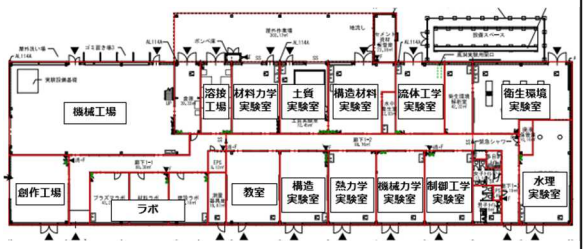
## （本県の取組状況と課題）

### (1) 高等学校教育改革等推進事業債における交付税措置の拡充

【滋賀県立高等専門学校の施設イメージ】




【実習工場・実験室棟平面図】




【実験・実習機器・設備例】

| | | |
|---|---|---|
| コンピュータサイエンスコース（情報系） | ： | シミュレーション用サーバー |
| みらいエレクトロニクスコース（電気電子系） | ： | スパッタ装置、酸化膜形成装置 |
| スマート機械コース（機械系） | ： | マシニングセンタ、レーザー加工機 |
| 環境・防災コース（建設系） | ： | 水平３軸地震波振動台、ドラフトチャンバー |

【施設等整備費所要見込額（単位：億円）】

| | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 校舎等施設建設費 | 33.6 | 105.2 | － | － | 138.8 |
| 実験・実習機器・設備整備費 | － | 3.9 | 10.2 | 1.6 | 15.7 |
| | | | | 合計 | 154.5 |

### (2) 運営に対する交付税措置の拡充

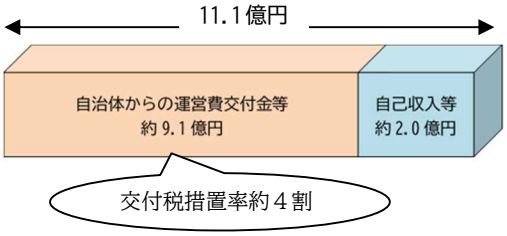
○　他の公立高専（交付団体に限る。）の直近３年間の決算状況を基に、滋賀県立高等専門学校と同規模の 600 人規模における高専の年間運営費を試算すると、約９～10 億円程度の公費負担が発生することが想定される。

　これに対して、学生数が 600 人の公立高専における基準財政需要額は約 4.3 億円と試算され、公費負担の約４割程度にとどまる。

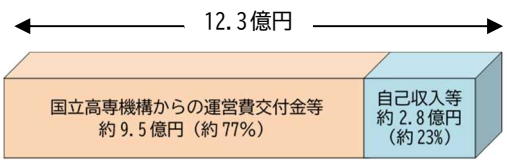
○　一方で、国立高専において同様に試算すると、収入の約８割を国立高専機構からの運営費交付金や補助金等により措置されている。

○　高専の運営に関し、国立高専と同程度の約８割を基準財政需要額で措置するためには、現在の種別による補正の補正率を、理工系学部の大学相当まで引上げる必要。

【公立高専の支出に対する財源状況】




【国立高専の支出に対する財源状況】




担当：総合企画部高等教育振興課高専設置準備室　TEL ：077-528-3274




# 持続可能な地方税財政基盤の確立

➢ 必要な行政サービスを提供し続けるために、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】総務省

## １ 提案・要望内容

### (1) 地方交付税総額等の確保・充実

○ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の増額確保および地方交付税総額の確保・充実

○ 物価・賃金上昇等を踏まえた過疎対策事業債等の増額

### (2) 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実

○ 「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長・拡充

### (3) 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

○ 地方法人課税における税源の偏在を是正する措置の検討

## ２ 提案・要望の理由

**(1) 地方交付税総額等の確保・充実**

○ 社会保障関係費の増嵩、物価高・賃上げへの対応や子ども施策・ＤＸの強化等の地方財政の現状のほか、国の予算編成の在り方の見直しの状況を踏まえ、令和９年度以降も地方一般財源総額は、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう増額確保するとともに、臨時財政対策債に頼らないよう地方交付税総額の確保・充実が必要

○ 物価・賃金の上昇等が続く中、該当市町が過疎地域持続的発展市町村計画や辺地に係る総合整備計画に基づき事業を確実に実施できるよう、地方債計画において過疎対策事業債および辺地対策事業債の増額がなおも必要

**(2) 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実**

○ 公共施設等総合管理計画等に基づき、より長期的・計画的に取り組めるよう、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の大幅な延長および交付税措置率の拡充が必要

**(3) 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築**

○ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、特に偏在度の高い地方法人課税について、令和８年度与党税制改正大綱に示された特別法人事業税・譲与税制度の拡充の措置を確実に講ずることが必要。

## （本県の取組状況と課題）

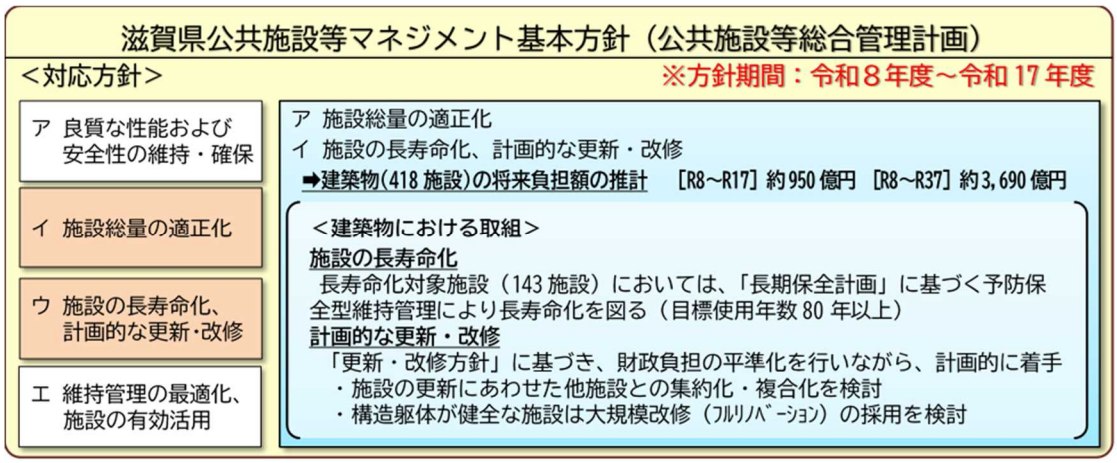
### （1）地方交付税総額等の確保・充実

○　本県では、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費が年々増加する上、物価高・賃上げへの対応や子ども施策・ＤＸの強化など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

○　また、国の予算編成の在り方の見直しに当たっては、必要な事業量の確保とともに実質的な地方負担が増加しないような対応が必要である。

○　労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇により該当市町が実施する建設事業費が増嵩する中で、計画に基づく取組を確実に実施するには、過疎対策事業債等の増額が不可欠である。

### （2）公共施設等の適正管理に係る地方財政措置の充実



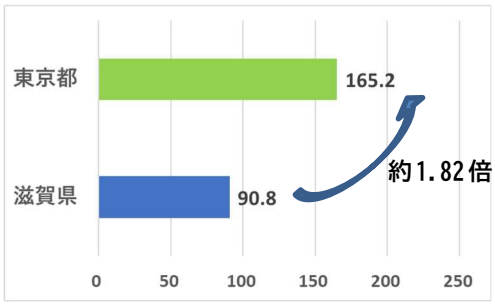

○　安定的な財源を確保しつつ、長期的な視点で公共施設等のマネジメントを進めるためには、公共施設等適正管理推進事業債の事業期間の大幅な延長や、毎年の財政力に応じた補正がないよう交付税措置率の拡充が不可欠である。

### （3）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

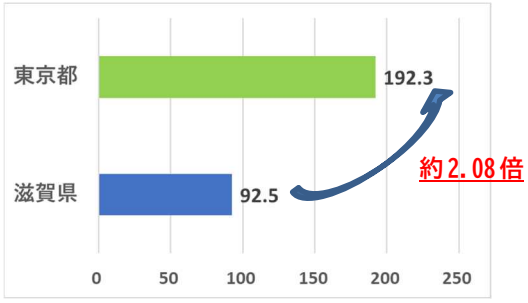
○　令和元年度に、地方法人課税における偏在是正措置として、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたが、人口一人当たりの法人関係の税収額（譲与税を含む場合）で比較すると、税収額が最大の東京都と本県の間で、未だ約2.08倍もの格差が生じている。

人口一人当たり税収額の指数（全国平均を 100 とした場合(令和６年度決算)）

【地方税計】




【法人二税(譲与税を含む)】




（総務省：「R8.1 全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議資料」より作成）

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係　TEL 077-528-3182／3237
(2) 総務部財政課財産活用推進室／市町振興課財政係　TEL 077-528-3198／3237
(3) 総務部税政課企画管理係　TEL 077-528-3211

# 強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた取組

➢ **老朽化対策をはじめ、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水質保全、防災・減災に対する備えを進めるとともに、脱炭素・循環型社会に貢献するための下水道資源の有効活用を進め、強靱で持続可能な上下水道システムを構築する。**

## 1 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

### (1) 老朽化対策をはじめとした令和の国土強靱化対策の取組支援

○ 上下水道施設の老朽化対策等への継続的・安定的な事業費の確保

### (2) 持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

○ 農業集落排水施設の統廃合等に伴う統合先施設の容量確保と機能保全への予算支援

○ 広域組織のあり方など上下水道事業の経営基盤強化に向けた技術的支援

### (3) 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

## 2 提案・要望の理由

(1)老朽化対策をはじめとした令和の国土強靱化対策の取組支援

○ 琵琶湖総合開発により集中的に下水道を整備したことで、琵琶湖の水質改善に大きく寄与した一方、施設の老朽化が進行し、継続的な改築更新費が必要。

○ 老朽化対策に加え、物価高騰等により必要事業費が増大し、令和８年度予算配分では継続事業の実施でさえ困難であり、新規事業に着手できないなど、事業運営に支障があるため、上下水道施設の老朽化対策等への継続的・安定的な事業費の確保が必要。

(2)持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

○ 汚水処理の広域化・共同化のために施設統廃合を進めているが、核となる統合先施設の容量確保や機能保全が不可欠であるため、財政的支援が必要。

○ 持続可能な上下水道事業運営に向けて、上下水道の基盤強化のための広域組織のあり方の検討を進めるための技術的支援が必要。

(3)脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

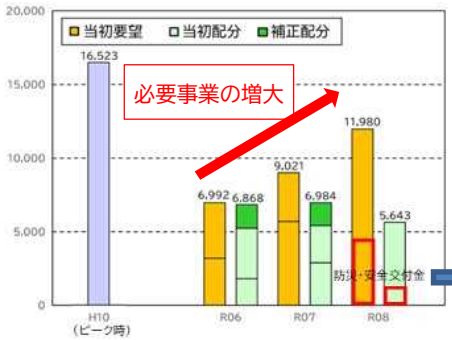
○ 東北部浄化センターで導入予定の次期汚泥処理方式の温室効果ガス削減効果の高い高効率の焼却炉への財政的支援および燃焼灰の肥料利用の検討に技術支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### (1) 老朽化対策をはじめとした令和の国土強靭化対策の取組支援

#### 上下水道施設の老朽化対策等

● 流域下水道の必要事業費の推移




（予算の配分状況）

● 防災・安全交付金　必要国費




● 流域下水道施設の老朽化



硫化水素により腐食管路



除塵機の躯体の変形

● 水道施設の老朽化・耐震化対策



配水管の漏水事故

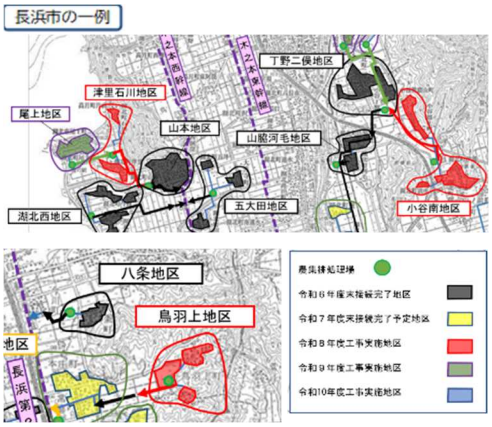



基幹管路の更新

### (2) 持続性向上のための広域化・共同化の取組支援

#### 広域化・共同化の推進

● 農業集落排水施設接続の推進（Ｒ９　９箇所）




● 湖南中部浄化センター　６系(1/2)水処理施設



**水処理施設新設工事**
**R7～R10　150 億円**

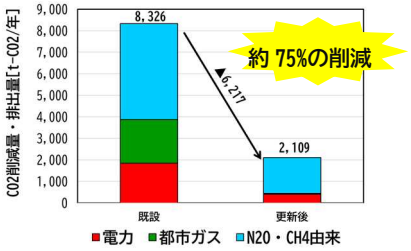
### (3) 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組支援

#### 脱炭素・循環型社会に資する汚泥処理の取組



東北浄化センター
（既施設概要）
・供用開始：H20.4
・方式・能力：流動床式焼却炉　110t/日
　　旋回流式溶融炉　7.68t/日

下水汚泥焼却炉更新事業における温室効果ガス削減効果




担当：琵琶湖環境部　上下水道課 / 上下水道政策室　TEL:077-528-4211

# 琵琶湖の保全・再生とＣＯ₂ネットゼロに向けた森林づくりの推進

➢ **本県の森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水源涵養、淀川水系の流域治水、国土保全や地球温暖化防止を図る**

【要望先】財務省、農林水産省

## １ 提案・要望内容

### (1)森林整備事業に対する財政支援

○ 琵琶湖の保全・再生や淀川水系流域治水に向けた健全な森林の育成、森林吸収源の確保、花粉発生源対策等のための森林整備に対する安定的な財政支援

○ 植栽地の防護施設の維持管理も含めた野生鳥獣被害対策の拡充や予算の確保

### (2)治山事業に対する財政支援

○ 近年、増加している集中豪雨や台風等による山地災害等を復旧すると共に、防災・減災、国土強靱化を進めるための治山事業に対する安定的な財政支援

## ２ 提案・要望の理由

(1)森林整備事業に対する財政支援

○ 「しがＣＯ₂ネットゼロ」に向け、森林資源の若返り等による森林吸収源対策の強化とともに、少花粉品種への植替えや、生物多様性の保全のための奥地における間伐等など、琵琶湖保全再生法の趣旨に基づく多様で健全な森林の整備が必要。

○ ニホンジカ等野生鳥獣被害の防護施設が適切に効果を発揮するためには、補修や定期的な点検が不可欠である。その維持管理活動に係る経費が森林所有者にとって大きな経済的負担となっており、主伐・再造林が進まない要因となっているため、被害防護施設の補修等に対する支援の拡充を図ることが必要。

(2)治山事業に対する財政支援

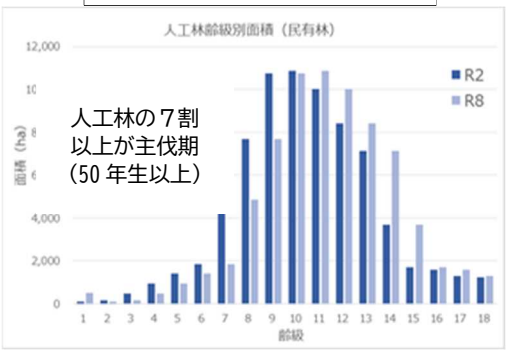
○ 気候変動の影響により大雨の発生頻度がさらに増加することが懸念されるなか、災害復旧工事の早期完了や、防災・減災、国土強靱化のために治山事業への安定的な財政支援が必要。

# （本県の取組状況と課題等）

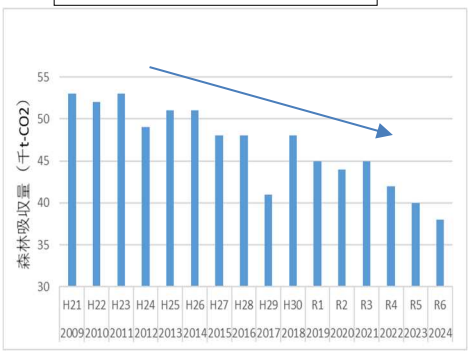
## (1)森林整備事業に対する財政支援（取組状況）

○ 森林の現状・森林整備の状況

人工林は高齢級化が進行




森林吸収量は年々減少




森林整備（再造林）



○植栽地の防護施設に関する県独自支援



柵の破損（倒木）



苗木の食害



防護施設の点検状況

本県では、森林の適切な維持管理や主伐・再造林を推進するため、ニホンジカ等野生鳥獣による被害防護施設の点検・補修に対する独自の支援を実施。

## (2)治山事業に対する財政支援（取組状況）

○ 治山施設整備状況



渓流の荒廃状況



谷止工整備状況



山腹の荒廃状況



山腹工整備状況

担当：琵琶湖環境部　森林政策課　TEL 077－528－3914
森林保全課　TEL 077－528－3930

# 林業成長産業化推進への支援強化

➢ 琵琶湖の水源林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、森林の適切な管理を図りながら、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、$CO_2$ネットゼロ社会づくりに貢献するグリーン成長を実現する

【提案・要望先】農林水産省

## 1 提案・要望内容

### (1) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

○林業事業体等による林業機械の導入や林業専用道・土場設置などの基盤整備等への支援に必要な予算の確保

### (2) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

○都市（まち）の木造化推進法にも明示された脱炭素社会の実現に資するため、公共および民間建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保

○森林資源の循環利用につながる「木育」を広げる取組の支援

## 2 提案・要望の理由

(1) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

○ 本県において、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促すことは、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐことにつながる。

○ 今後の県産材需要の拡大に対応するには、林業機械の導入や林業専用道・土場設置などの基盤整備により作業を効率化させ、素材生産量を拡大するとともに、安定的に供給することが不可欠。

(2) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

○ 本県では、森林の適正管理、農山村の活性化および林業･木材産業の成長産業化を柱とする「やまの健康」を推進している。

○ 「森の国・木の街」づくり宣言を行うとともに、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」に基づき、木造建築セミナーや建築物への木材利用に関する助言など県産材の利用拡大に取り組んでおり、今後、拡大の余地が見込める非住宅分野の木造化・木質化の促進への国の支援が必要。

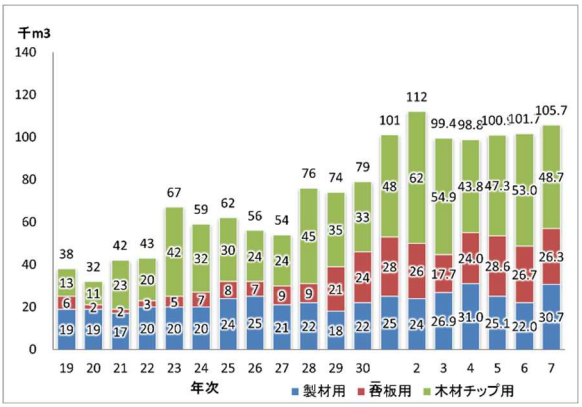
○ 木育拠点施設として「しがモック」を運営するとともに、木育講座やイベント、木のおもちゃの貸出しなどを通じた普及啓発を行っており、岐阜県との交流・連携にも取り組んでいるところ。国においても、木育指導者の育成や情報交換プラットフォームの整備、木育の普及拡大などの支援をお願いする。

## （本県の取組状況と課題）

### (1) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

○　素材生産量の増加傾向が鈍化しており、搬出間伐に加え主伐・再造林の取組を強化し、持続可能な森林管理を実現する必要がある。

○　令和６年の合併により、全国で有数の規模となった森林組合の組織経営基盤の強化につながるよう、今後の事業展開に向けた積極的な支援が必要。




素材生産量の推移



ハーベスタ

### (2) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

○　中長期において住宅需要の減少が予測されるなか、需要創出として、非住宅分野における木材利用の促進と木育の取組を実施。

○　非住宅分野の人材育成として、木造建築セミナーにより人材を育成(R3～)。



大津市伊香立市民センター（大津市）



木造建築セミナー(甲賀市みなくるプラザ視察)

○　令和５年３月に県の木育指針を策定。令和７年８月に木育施設「しがモック」をオープンし、令和８年７月には来場者５万人を突破。他県とも連携を図りながら、人材育成や普及啓発など、更なる木育の取組を推進。



木育施設「しがモック」



県民向け木育講座



岐阜県との相互展示

担当：琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課　TEL：077－528－3915

# 野生鳥獣対策への支援の充実

➢ 野生鳥獣の適正な保護・管理により、農林水産業被害および生活環境被害の低減を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を目指す。

【提案・要望先】農林水産省、環境省

## 1 提案・要望内容

### (1) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実

○ クマ類対策に必要な予算の確保、地域の実情に応じた人材育成等への支援
○ クマ類同様に危険鳥獣であるイノシシの市街地への侵入防止に対する支援の拡充
○ 伊吹山等の高標高域でのニホンジカ対策にかかる支援の充実。

### (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実

○ ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣への対策にかかる予算の確保

### (3) 国主導によるカワウ対策の広域展開および補助制度の創設

○ 効果的な捕獲や追い払い等、国主導によるカワウ対策の広域での展開
○ 住宅隣接地での銃器捕獲にかかる市町を対象とした新たな補助制度の創設

## 2 提案・要望の理由

**(1) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実**

○ ツキノワグマの市街地での出没・被害への対応が迫られる中、緊急銃猟制度の適切な運用のための財政支援の継続と専門人材の育成のための支援が必要。
○ 山裾にある新興住宅地へのイノシシの出没により住民への人身被害が懸念される中、緊急銃猟にかかる支援は確保されているものの、侵入防止にかかる支援はクマに限定されているため、危険鳥獣としてイノシシにも同様の支援が必要。
○ 伊吹山等の高標高域に滞留するニホンジカの調査や効果的な捕獲手法の実証等の効果を最大化するため、地域の実情に応じた市町を対象とした補助制度の創設。

**(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実**

○ 交付金の内示額が要望を下回る状況（推進事業の R7 内示の割合：７割）が継続。被害防除を適切に実施するためには、安定した予算の確保が必要。

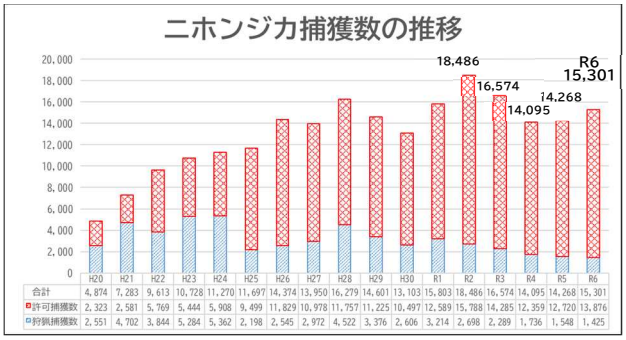
**(3) 国主導によるカワウ対策の広域展開および補助制度の創設**

○ 広域的に移動するカワウを県のみで対応することは困難であるため、国が主導し、中部近畿カワウ広域協議会等での構成府県の合意形成、効果的な捕獲等を地域の実情に応じ、広域的かつ機動的に実施することが必要。
○「集落近辺における銃器捕獲安全管理マニュアル」が整備されたことから、各市町で活用していただくためにも市町を対象とした補助制度が必要。

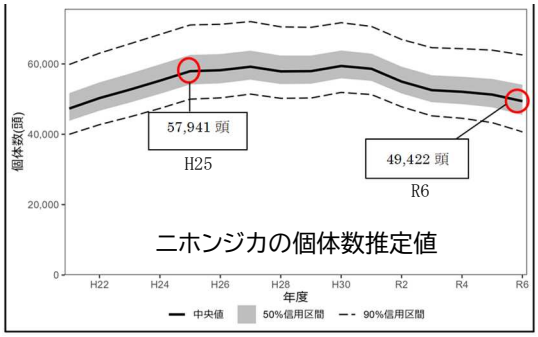
## （本県の取組状況と課題）

### 【ニホンジカ】

・交付金を活用して近年は 15,000 頭前後の捕獲を維持しているが、個体数の半減目標は未達成。
・伊吹山等の高標高域では、植生への食害により土壌流出等が問題化しているが、捕獲は困難。



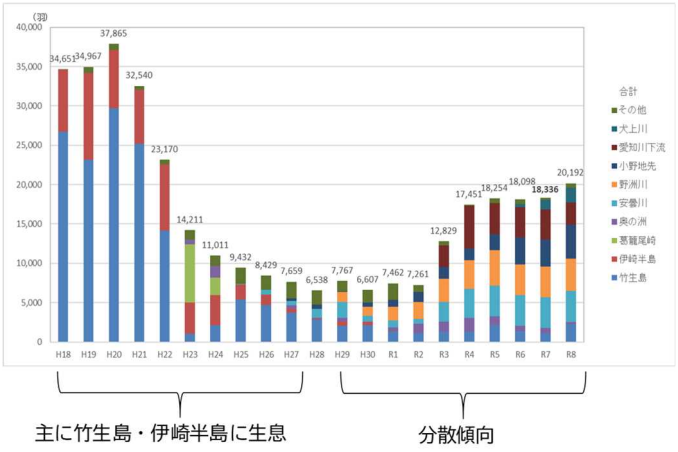

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 4,874 | 7,283 | 9,613 | 10,728 | 11,270 | 11,697 | 14,374 | 13,950 | 16,279 | 14,601 | 13,103 | 15,803 | 18,486 | 16,574 | 14,095 | 14,268 | 15,301 |
| 許可捕獲数 | 2,323 | 2,581 | 5,769 | 5,444 | 5,908 | 9,499 | 11,829 | 10,978 | 11,757 | 11,225 | 10,497 | 12,589 | 15,788 | 14,285 | 12,359 | 12,720 | 13,876 |
| 狩猟捕獲数 | 2,551 | 4,702 | 3,844 | 5,284 | 5,362 | 2,198 | 2,545 | 2,972 | 4,522 | 3,376 | 2,606 | 3,214 | 2,698 | 2,289 | 1,736 | 1,548 | 1,425 |

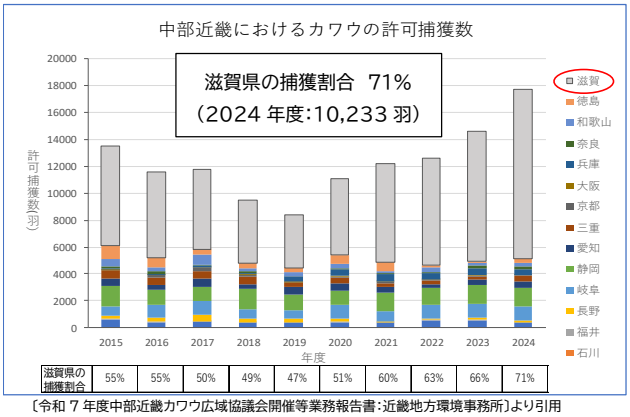



### 【カワウ】

・繁殖地が琵琶湖（竹生島）周辺から内陸部へ分散傾向。
・内陸部は住宅地が近接し、銃器による捕獲が困難。
・国（環境省）の施行委任で、集落周辺の銃器捕獲安全管理マニュアルを作成（安曇川でのモデル事業）。
・今後、マニュアルを活用した他地域への横展開が必要。
※新規コロニー対策事業により市町支援【県単独】
・カワウは県境を越えて移動するため、県だけでの対策には限界。国主導による広域的な対応が必要不可欠。

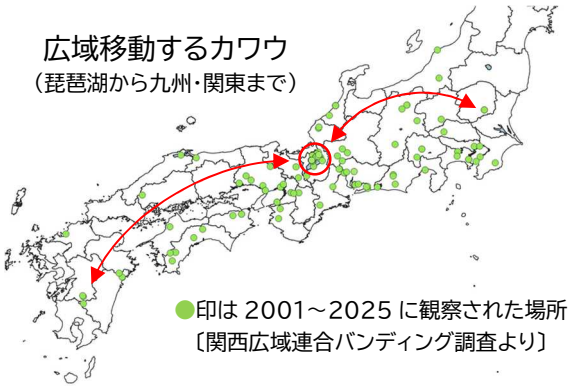
カワウ生息数の推移




| | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 滋賀県の捕獲割合 | 55% | 55% | 50% | 49% | 47% | 51% | 60% | 63% | 66% | 71% |

〔令和 7 年度中部近畿カワウ広域協議会開催等業務報告書:近畿地方環境事務所〕より引用




### 【ツキノワグマ】

・主に湖北地域（米原市、長浜市）および湖西地域（高島市、大津市）に生息し、それぞれ異なる地域個体群が分布（R3 時点：推定 316 頭）。R8 に個体数推定を行い、R9 に特定計画を改定する予定。
・出没数の極端な増加は見られないものの、分布は拡大傾向。緊急銃猟制度の適切な運用、出没時の捕獲、追い払い等の体制整備が必要。
・豊凶調査結果を基にした出没予測の周知により人身被害等の未然防止が必要。

滋賀県におけるツキノワグマの出没状況等

| 年　度 | 出没件数 | 人身被害 | 錯誤捕獲 |
|---|---|---|---|
| R２ | １０６ | 0 | １７ |
| R３ | ５５ | 0 | １７ |
| R４ | ５２ | 0 | １７ |
| R５ | ９２ | 0 | １５ |
| R６ | １７８ | 0 | ２８ |
| R７ | １４０ | 2 | 3 |
| R８（8 月末） | ９２ | 0 | １１ |

担当：琵琶湖環境部生物多様性保全課鳥獣対策室　TEL：077-528-3489
農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室　TEL：077-528-3842

# 侵略的外来水生植物対策

- 特定外来生物であるオオバナミズキンバイ等が各地に広がりつつあるなか、全国のモデルとして防除対策を進め、国民的資産である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を保全する

【提案・要望先】環境省

## １ 提案・要望内容

**財政支援の継続・充実**

〇特定外来生物防除事業（交付金）による支援の継続・充実

## ２ 提案・要望の理由

○ 外来生物法（令和４年５月改正）では、既に定着した特定外来生物の防除は都道府県の責務とされており、国はそれを支援。

○ 令和５年度に従来の交付金事業が拡充され、さらに特定外来生物の防除対策事業を特別交付税措置の対象にしていただいたが、支援の継続・充実が必要。

○ 琵琶湖保全再生法では、国は国民的資産である琵琶湖の保全再生に係る事業実施に要する費用について必要な財政上の措置を講じることを明記。

○ 県では、琵琶湖生態系や航行障害、漁業への影響にとどまらず、淀川流域への被害拡大防止対策としても事業を実施しており、国民的資産である琵琶湖の保全再生を進めるため、引き続き国と県の連携した対応が必要。

○ これまでの対策により生育面積を減少させることができたが、オオバナミズキンバイ等は非常に再生力が強いため、低密度状態を維持するには、絶え間ない監視と防除圧の継続が不可欠であり、継続的な防除が必須。

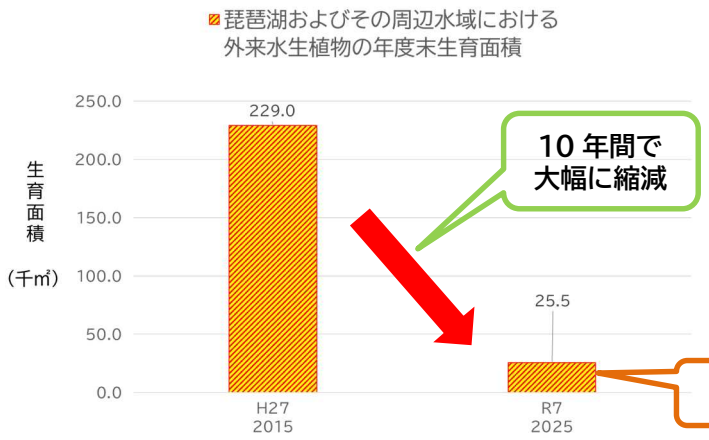
○ オオバナミズキンバイ等は全国的に広がりを見せていることから、低密度状態を維持するモデルとして琵琶湖での対策を継続し、そのノウハウを全国各地へ広げていくことが必要。

○ また近年では、クビアカツヤカミキリ等の新たな特定外来生物に対し、早期の集中的な防除を実施しており、財源確保のために支援の継続・充実が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### 生育面積・対策予算の推移

琵琶湖およびその周辺水域における生育面積は、10 年間で約 1/10 に




・一定規模以上のマット状群落数
北湖（200 ㎡以上）11 個
南湖（100 ㎡以上）2 個

・伊庭内湖の生育面積（千㎡）
R7：78.2 → R8：0

（千円）

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業費 | 63,903 | 46,000 | 354,682 | 355,982 | 314,537 | 278,347 | 222,000 | 230,160 | 178,659 | 225,700 | 181,428 | 170,302 | 164,901 | 2,786,601 |
| 内訳［県］ | 52,903 | 35,000 | 333,474 | 335,982 | 290,767 | 245,472 | 194,200 | 200,550 | 151,161 | 168,211 | 146,745 | 135,302 | 92,301 | 2,382,068 |
| ［国］ | 11,000 | 11,000 | 21,208 | 20,000 | 23,770 | 32,875 | 27,800 | 29,610 | 27,498 | 57,489 | 34,683 | 35,000 | 72,600 | 404,533 |

### 課題と対策

低密度状態維持のために、絶え間なく監視し、防除圧をかけ続ける必要がある



小型船を用いた人力防除



オオバナミズキンバイのマット状群落

・かつての大繁茂を繰り返さないために、マット状群落の形成を防止
・引き続き防除圧をかけ続けることで低密度状態を維持
・対象は琵琶湖およびその周辺水域のため、巡回・監視・駆除に係るコスト大
・持続可能な防除方法を模索しながら知見を集積し、効率的・効果的な対策へ

### 知見の発信

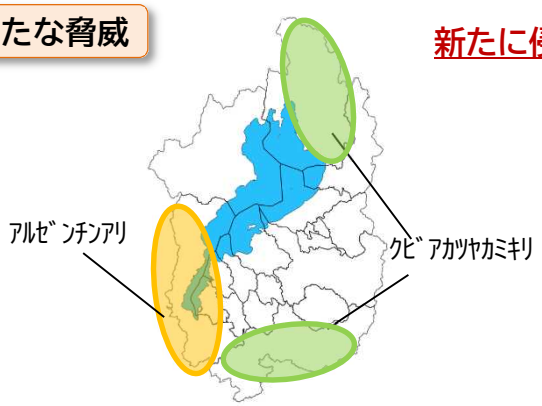
国民的資産である琵琶湖での低密度状態の維持、各地域へのノウハウの普及




○ これまで行ってきた対策業務の内容を防除の手引きとしてとりまとめ（令和７年３月更新）

○ 他の水域への分散リスク等を考慮した対策を通じて低密度状態維持のノウハウを蓄積し、琵琶湖から全国各地の対策に還元

### 新たな脅威




新たに侵入した特定外来生物への初動対応が急務

○ クビアカツヤカミキリ：2 市で被害確認

○ アルゼンチンアリ：1 市 2 地域で被害確認
→被害状況の調査、緊急的防除、市町への支援を実施

担当：琵琶湖環境部生物多様性保全課保全対策係
TEL：077－528－3484

# 自然再生事業等に対する財政上の措置

➢ 国民的資産である琵琶湖をはじめとする本県の豊かな自然環境を未来に引き継ぐ

【提案・要望先】環境省

## １．提案・要望内容

**自然再生事業等の着実な推進に向けた交付金による財政支援**

○ 伊吹山や早崎内湖、自然公園の魅力向上に向けた財政支援

【伊吹山自然再生・早崎内湖再生事業・自然公園施設整備事業】

## ２．提案・要望の理由

○　本県最高峰で百名山の一つである伊吹山においては、ニホンジカの食害等により南側斜面で裸地化が進行するとともに、降雨の影響も加わり土壌浸食が深刻化し、登山道を通行止めしているほか、山麓では令和６年７月に土砂災害が３回発生。県と米原市の連携の下、全国的なモデルケースとなり得る自然再生事業（植生復元事業）等を着実に推進していくことが必要。

○　裸地化した山頂部は再度災害の危険があり、伊吹山復元に関する地元の要望も強く、事業を加速し、保全対策効果の早期発現を図るため、必要な交付額の措置や伊吹山保全対策への個別補助制度の創設を検討願いたい。

○　本県では、内湖干拓や琵琶湖総合開発などにより、結果的に琵琶湖の生態系（特に水陸移行帯）に大きな影響を与えてしまった反省に立ち、内湖再生のモデル事業として早崎内湖再生事業を実施。

○　伊吹山や早崎内湖のような大規模な自然再生事業については、事業効果をモニタリングし、必要な場合には工法等の見直しも行う順応的管理手法を適用することから事業実施に長期間を要するため、継続的な支援が必要。

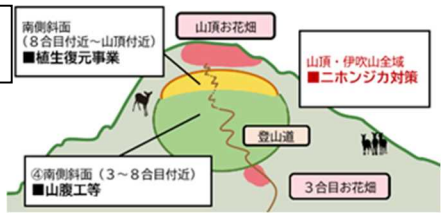
○ 伊吹山や早崎内湖の再生事業は、琵琶湖保全再生法や自然再生推進法の趣旨に沿うもの。

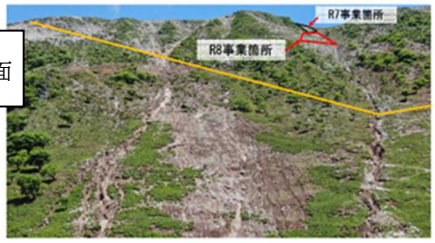
○ 自然公園施設は、人々が憩う場であり、本県の豊かな自然環境の魅力を発信する価値ある地域資源。施設の改修や更新等を着実に進め、県内外からの来訪者が快適に利用できる安全・安心な場を確保することが必要。

## （本県の取組状況と課題）

### （1）伊吹山の自然再生

主要登山道がある南側斜面について、県と米原市が連携し、植生復元と浸食防止の対策を加速し、保全対策効果の早期発現を図る。




裸地化した南側斜面

### （2）早崎内湖再生事業

平成 13 年度から試験湛水を開始した結果、極めて良好な生物生息環境が再生されることを確認。恒久的な内湖化を図るため、平成 25 年度に用地（20ha）を取得。平成 29 年度からは内湖の北区(10ha)から内湖化整備を開始し、順応的管理で環境整備を実施しており、今後、南区(10ha)の内湖化工事に多額の費用（4.5 億円程度）が必要。

図　現在の状況（令和８年９月）



北区

＜北区　整備方針＞
なるべく自然の状態を維持できるよう人の手を加えず、魚介類等の産卵、生育の場となるよう「自然環境を保全する場」として再生



南区

＜南区　整備方針＞
人々が憩の場や環境学習の場、湿地を体験できる場等として内湖を利用し、「人々と内湖との関係を再構築する場」として再生

### （3）自然公園施設整備事業

公園施設や自然歩道について、整備から 40 年以上が経過し老朽化が進んでおり、安全・安心な利用の確保ができていない状況。令和９年度は、乙女が池の木道橋（高島市）の修繕等が必要。





乙女が池木道橋(橋梁修繕)床版腐食

＜自然環境整備交付金　交付実績･要望額＞　（千円）

| 事　業 | R5 補正＋R6<br>実績額 | R6補正＋R7<br>交付決定額 | R7補正＋R8<br>交付決定額 | R9<br>要望額(予定) |
|---|---|---|---|---|
| 伊　吹　山　再　生 | 16,770 | 26,751 | 36,000 | 63,000 |
| 早　崎　内　湖　再　生 | 19,872 | 21,252 | 53,100 | 43,063 |
| 自 然 公 園 施 設 整 備 | - | 3,532 | - | 18,000 |
| 計 | 36,642 | 51,535 | 89,100 | 124,063 |

担当（2）　琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質･生態系係　TEL 077-528-3463
（1）（3）交通まちづくり部 THE シガパーク推進課自然公園室係　TEL 077-528-3481




# 水田農業の持続的発展

➢ 本県農業の持続的な発展のためには、水田のフル活用による生産性の向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現との両立が重要で、「みどりの食料システム戦略」の推進や多様化する水田農業経営に対して、安定的な支援を図られたい。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

## １ 提案・要望内容

### (1) 将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

○ 水田活用の直接支払交付金等の麦・大豆等に対する支援水準を拡充するとともに、低収地域でも生産性向上に取り組めるよう地域の実情に対応した水田施策を確立

○ 新制度への円滑な移行に向けた十分な経過措置と推進に係る事務負担の軽減

### (2) 環境と調和のとれた持続的な水田農業の実現

○ 新たな環境直接支払交付金において、農業者が中長期的な展望をもって、生産性向上や環境負荷低減に向けて段階的に取り組める制度設計

○ 環境負荷低減に伴う追加的コストへの継続支援と販売促進への十分な予算の確保

## ２ 提案・要望の理由

### (1) 将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

○ 新たな水田政策においては、麦・大豆等の収益水準が主食用米と同程度となるよう拡充し、麦・大豆等の生産性向上を積極的に進めることが必要。また、「支援を受けられない水準」の設定等については、地域の実情に即した制度とし、増産意欲のある地域が生産性向上を目指せる制度とすることが必要。

○ 新制度への移行に際して、既に作付けが始まっている令和９年産麦に対し、従来の交付水準を下回る場合の経過措置と、地域再生協議会等の実情を踏まえた制度詳細の具体化、早期提示による十分な周知・準備期間の確保、事務負担の軽減が必要。

### (2) 環境と調和のとれた持続的な水田農業の実現

○ 令和９年度からの環境直接支払交付金では、同一圃場での同一取組への支援は５年までとされているが、６年目以降も農業者が生産性向上や環境負荷低減に向けて段階的に取り組めるようにすることで、環境負荷低減の取組を拡大することができる。

○ 環境負荷低減の追加的コストを社会全体で負担する仕組みや消費者の理解醸成が必要不可欠。十分な予算の確保と併せ、引き続き地方交付税による措置が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### （1）将来にわたって安定運営できる水田施策の確立

○ 水田政策見直しの影響調査結果（調査対象：R7 年産麦　8.417ha）

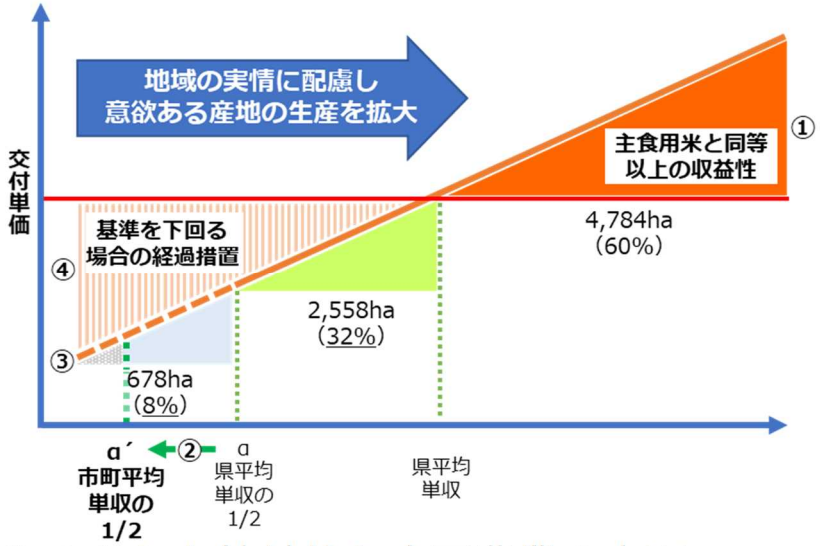
・主食用米と同程度の収益性がない場合、需要に応じた米・麦・大豆等の作付けが困難（図の①）。

・仮に「支援を受けられない水準」が県平均単収の 1/2 となった場合、8%で作付困難（図の②）。

・支援水準の傾斜が急な場合、交付金の減少幅が大きく、県平均単収以下となる 40%で持続的な生産が困難（図の③）。

・令和9年産麦は播種されており、県平均単収以下となる 40%で収益性が悪化するおそれ（図の④）。

・地域農業再生協議会の事務費交付額が要望の7割に留まる中、補正事業等の負担も増加。




### （2）環境と調和のとれた持続的な水田農業の実現

○ 環境と調和のとれた本県農業の状況等

・本県の「環境こだわり農業（農薬・化学肥料を5割以上削減）」は県全域に普及・拡大。

環境こだわり農業取組面積（R7）：12,431ha（基幹作物の水稲では41%で取組）

環直交付金の取組（R7）：11,725ha（耕地面積の 29%）、3,908 名（農業経営体の 36%）

・環境負荷低減に向けた段階的な取組（イメージ）

| | ステップ1 | ステップ2 | ステップ3 | ステップ4 |
|---|---|---|---|---|
| 例1 | 有機質肥料の施用 | 有機質肥料の施用<br>＋<br>堆肥の施用 | 有機質肥料・堆肥の施用<br>＋<br>殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培 | 有機農業 |
| 例2 | 有機農業 | 有機農業<br>＋<br>炭の投入 | 有機農業・炭の投入<br>＋<br>魚のゆりかご水田 | 有機農業・炭の投入・魚のゆりかご水田<br>＋<br>冬期湛水 |

○ 環境負荷低減取組に伴う追加的コストに対する継続的な支援

・当該交付金取組農業者の 72%が「交付金により安定的に継続できている」と回答（R4・国調査）。

・本県の特別栽培農産物の認知度は 37%（R6・県調査）で、付加価値が伴わないことが多い。

・環直交付金における地域特認の取組状況（R7）

| 地域特認取組 | 取組面積(ha) | 比率(%) |
|---|---|---|
| 樹脂製の被膜を用いない緩効性肥料の利用および長期中干し | 2,751 | 23 |
| 殺虫殺菌剤・化学肥料を使用しない栽培 | 207 | 2 |

※比率は、環直交付金の取組に占める割合

担当：農政水産部　みらいの農業振興課　TEL　077-528-3832・3895

# 農業農村振興施策の推進

➢ 生産基盤整備や農村振興の推進により、将来にわたり持続的で力強い農業を実現し、食料安全保障の確保、農業・農村の多面的機能の維持を図る

【提案・要望先】総務省、財務省、農林水産省

## １　提案・要望内容

### (1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

○　農業構造転換集中対策や国土強靱化対策等を着実に推進するための農業農村整備事業関係予算の十分な確保および地方財政措置の充実

○　農業生産活動の基盤となる農業水利施設の管理・保全を担う土地改良区等への支援

○　中山間地域等直接支払・多面的機能支払交付金の十分な予算の確保および取組拡大に向けた支援

### (2) 国営事業の着実な推進

○　国営土地改良事業「東近江地区」の円滑な推進と「近江東部地区」の着手に向けた計画的な推進、国営造成水管理施設の更新整備の計画的な着工と推進

## ２　提案・要望の理由

**(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大**

○　農地の大区画化、農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策を進めるため、農業農村整備事業関係予算の十分な確保と、必要な県予算を編成するため、当初予算に対しても農業構造転換集中対策債などの補正予算債と同等の地方財政措置の適用拡大が必要。

○　気候変動による渇水・高温に対応するための維持管理の負担軽減等、土地改良区等による農業水利施設の管理・保全に対する支援が必要。

○　農地の保全管理等の共同活動が継続できるよう、中山間地域等直接支払制度の対象農用地の拡大と、中山間地域等直接支払・多面的機能支払交付金の十分な予算の確保と地方財政への支援が必要。

**(2) 国営事業の着実な推進**

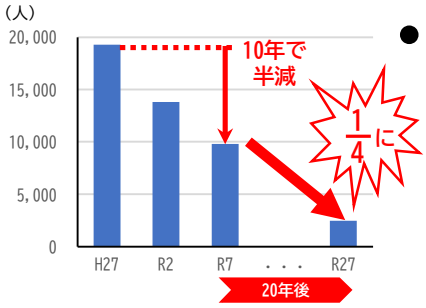
○　大規模な基盤整備を行う国営農地再編整備事業「東近江地区」の円滑な推進および永源寺ダムの堆砂対策である国営総合農地防災事業「近江東部地区」の令和 12 年度の着手に向けて計画的な推進が必要。

○　令和 10 年度末に NTT アナログ回線の運用が廃止されることから、令和９年度に国営造成水管理施設の更新整備の確実な着手と期限内の着実な実施が必要。

（本県の取組状況と課題）

# 農業農村整備事業の関係予算の拡大

## 農地の大区画化や防災・減災、国土強靭化の推進



農業経営体の推移

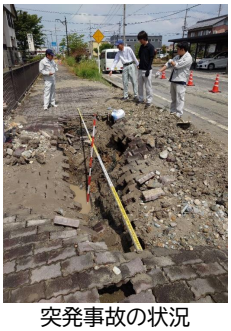
● 20年後には農業経営体が現在の1/4まで減少し、１経営体の耕地面積が約３倍になると想定。
➡ 意欲ある経営体が離農農地の受皿となり、食料の安定確保に向けて生産性の高い営農ができるよう、畦畔除去等による大区画化を加速度的に推進することが必要。


畦畔除去による農地の大区画化

● 県内の防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価およびハザードマップ整備は令和８年度中にほぼ完了。
➡ 今後は、整備工事を加速度的に推進。

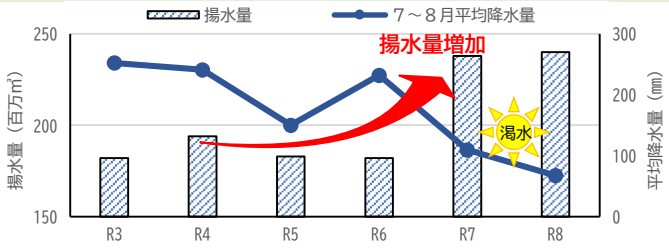

整備後のため池

● 老朽化が進む農業水利施設の突発的な事故が多発し、県民の生活にも影響。
➡ 農業水利施設の老朽化対策、保全管理への支援が重要。


突発事故の状況

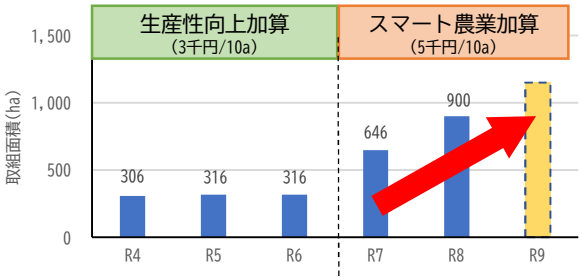
## 渇水・高温への対応

● 渇水・高温に対応するため、例年以上の揚水機場の稼働や、きめ細かな配水管理が必要となっている。
➡ 維持管理の負担軽減が必要。



主要土地改良区の揚水量と夏期の平均降水量

## 中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度の取組拡大に向けて



加算措置（生産性向上/スマート農業）の取組面積の推移

● 中山間地域等直接支払制度の推進に伴い取組面積が拡大。
● 併せて、省力化や効率化に有効なスマート農業加算については、更なる取組拡大が想定。
➡ 必要な予算の確保と、地方自治体の財政支援が必要。

● 取組の維持・拡大に対して、事業計画等の認定や現地確認など行政の事務負担が増大。
➡ 事務の効率化に向け、現地確認システムなどの導入支援が必要。



担当：農政水産部耕地課企画・技術管理係　TEL：077-528-3943

# 県土の発展に資する道路整備の推進

➢ 危機管理投資、成長投資により、老朽化・災害脆弱性を克服するとともに、国際競争力強化と強い地域経済を構築する道路ネットワークを整備

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

（１） 整備中箇所の早期開通に必要な予算確保

（２） 事業中箇所の着実な推進に必要な予算確保

## ２ 提案・要望の理由

（１）整備中箇所の早期開通に必要な予算確保

○「第１次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた関係予算については、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、通常予算とは別枠で予算確保が必要。

○災害に強く、経済を支える国土幹線道路ネットワークの構築を推進するためには、資材価格や人件費の上昇などの影響を踏まえた直轄事業の予算確保が必要。

○国道８号野洲栗東バイパス、国道 161 号安曇川地区交差点立体化などについて、交通混雑の緩和や物流の効率化などのため、開通時期を示し早期の開通が必要。

○直轄事業に加え、県内各地でトンネルや橋梁整備を含む大型事業を実施しており、個別補助事業や交付金事業についても、より一層の財政支援が必要。

（２）事業中箇所の着実な推進に必要な予算確保

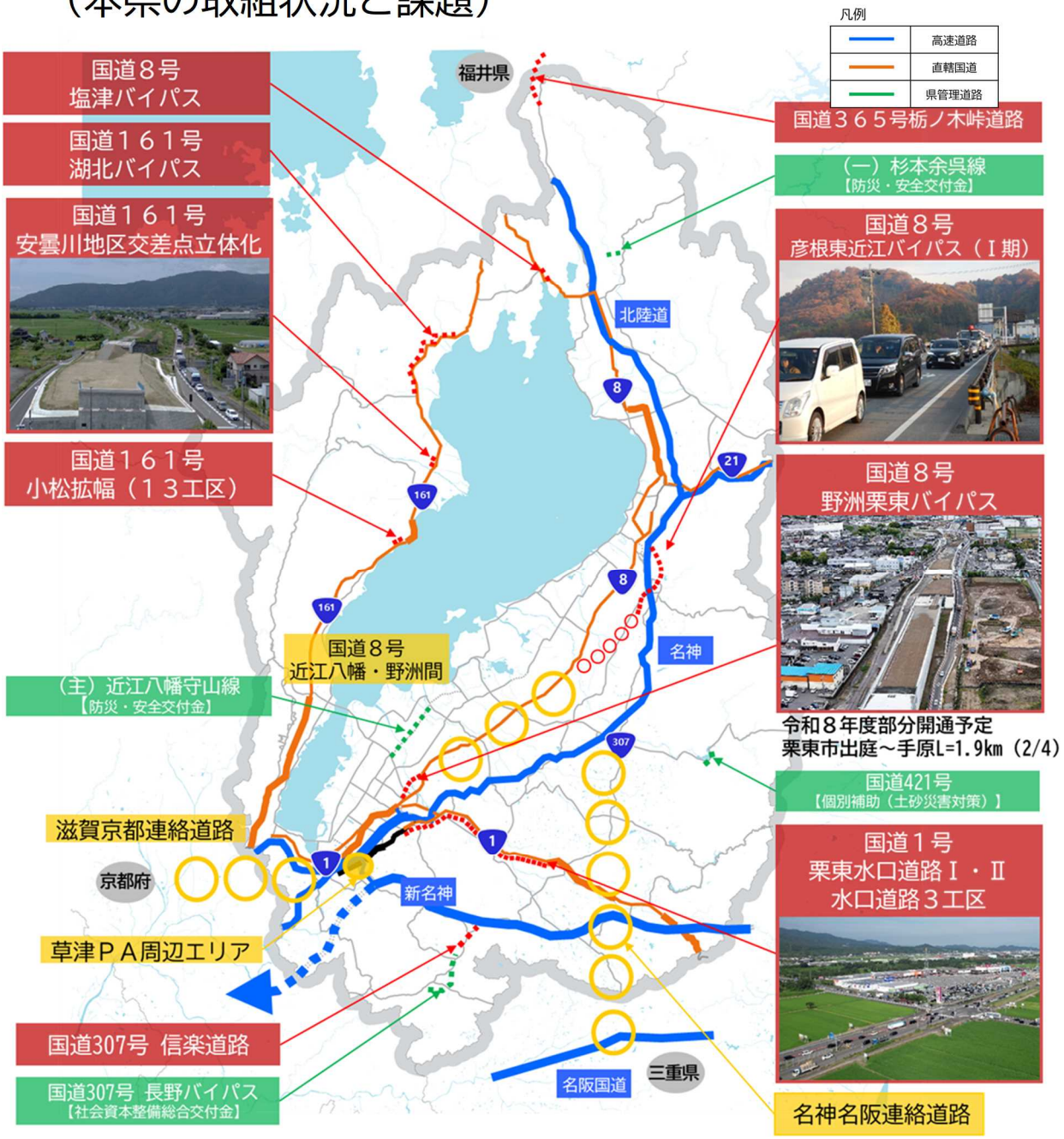
○国道１号栗東水口道路Ⅱ・水口道路（暫定２車線）について、交通容量不足による慢性的な渋滞が発生しており、早期の４車線化が必要。

○国道８号彦根東近江バイパスについて、現道は渋滞箇所や事故危険区間が存在し、令和３年の大雪では長時間滞留が発生したことから、安定的な物流確保や地域住民の安全確保のため、Ⅰ期区間の早期着工と残る区間の早期事業化が必要。

○国道 161 号小松拡幅(13 工区) について、交通混雑の緩和や交通安全の確保のため、14 工区に続く事業推進が必要。

○国道 365 号栃ノ木峠道路冬期通行止め区間の解消や災害時におけるリダンダンシーの確保のため、着実な推進が必要。

## （本県の取組状況と課題）

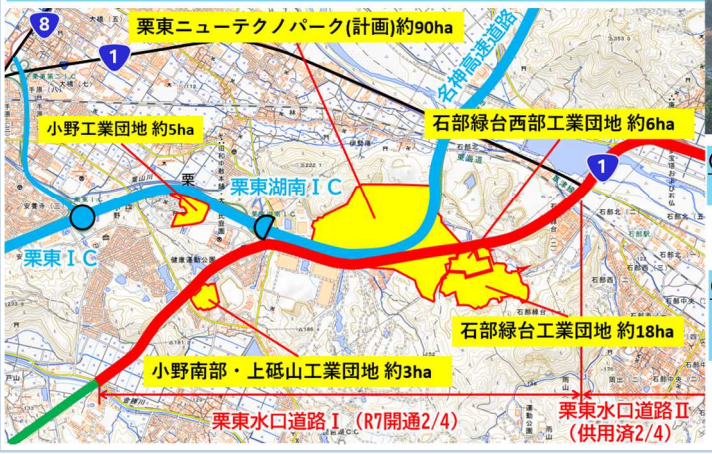



**■直轄国道の整備による強い地域経済の構築**

バイパス整備・開通に合わせて、各地で新たに工業団地造成、企業立地が進展

**○国道１号沿線**

栗東水口道路Ⅰ（R7 全線開通）






石部緑台団地に物流拠点施設が新規立地

**○国道８号沿線**

野洲栗東バイパス（R8 部分開通予定）

・(株)SCREEN ホールディングス
野洲市に約 13ha 新工場を建設（造成中）

**○国道 161 号沿線**

湖西道路４車線化、小松拡幅 14 工区（R7 開通）
湖北バイパス（事業中）

滋賀県産業用地開発事業　造成予定地
・大津市伊香立南庄町他 約 63ha（計画）
・高島市マキノ町西浜　約 15ha（計画）

担当：県土整備部　道路整備課　TEL　077-528-4132

# 県土の更なる発展を支える道路整備に向けた調査推進

➢ 危機管理投資、成長投資により、老朽化・災害脆弱性を克服するとともに、国際競争力強化と強い地域経済を構築する道路ネットワークを整備

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

（１）名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携
（２）滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるための調査の推進
（３）国道８号（近江八幡・野洲間）の調査推進
（４）草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

## ２ 提案・要望の理由

### （１）名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携

通行止めが頻発する名阪国道など高規格道路の迂回、産業集積地域の物流の定時性・安定性確保、さらには南海トラフ地震など災害時に太平洋側・日本海側の支援・避難ルートとなる名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けて、国の一層の支援・連携が必要。

### （２）滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるため調査の推進

○国道１号の滋賀・京都間は、２車線区間があり、交通の集中により慢性的な渋滞が発生。また、大雪・大雨等の災害により過去 15 年で７回の通行止めが発生。
○平時はもとより、災害時にも安定した人流・物流を確保するため、滋賀京都連絡道路の早期事業化に向け、計画段階評価を進めるための調査の推進が必要。

### （３）国道８号（近江八幡・野洲間）の調査推進

国道８号（近江八幡・野洲間）は、交通円滑化や幹線道路の機能強化などのため、事業化に向けた調査推進が必要。

### （４）草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

草津 PA 周辺エリアの渋滞解消やにぎわい創出、JR 瀬田駅～JR 南草津駅周辺の交通渋滞の緩和のため、整備方針策定に向けた調査推進が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### ■名神名阪連絡道路の状況

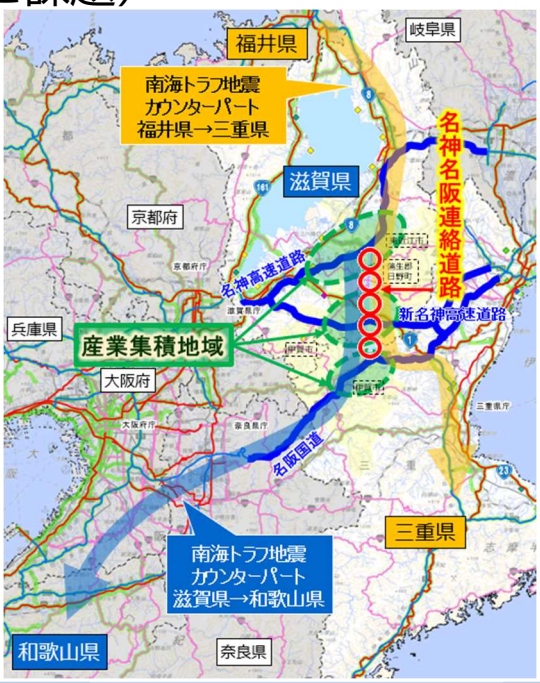
**日本海側・太平洋側の二面活用**

「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぐことで、第三次国土形成計画における日本海国土軸・太平洋国土軸の二面活用に貢献！

**強靭な物流ネットワークの構築**

WISENET2050 の柱の一つである「経済成長・物流強化」に貢献！




**災害時の広域支援・避難面活用**

大規模災害時の広域的な緊急支援・避難の主要ルートとして機能！

**災害時のリダンダンシー確保**











第３回有識者委員会（令和７年６月）

第２回意見聴取（令和７年 10･11 月）



チラシ


オープンハウス


説明会

### ■滋賀京都連絡道路の状況

・府県境や大津市南部における<u>２車線区間で慢性的な渋滞</u>が発生しており、企業活動を阻害。交通事故も多発。

・<u>大雪・大雨等の災害</u>により 幾度となく**<u>通行止めが発生</u>**（過去 15 年で７回）。










▼ 近年の国道１号の被災状況

| 通行止日時 | | 通行止期間 | 被災場所 | 被災原因 | |
|---|---|---|---|---|---|
| H25.9.16 ～ | H25.9.17 | 約1.5日 | 大津市逢坂 | 雨 | 事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め（その後豪雨による土砂流出により被災） |
| H25.9.16 ～ | H25.9.16 | 約5時間 | 京都市山科区～京都市東山区 | 雨 | 事前通行規制区間での**規制雨量超過による通行止め** |
| H27.1.1 ～ | H27.1.1 | 約5時間 | 大津市横木～大津市逢坂 | 雪 | 立往生車の排出 |
| H27.7.18 ～ | H27.7.18 | 約6時間 | 京都市山科区～京都市東山区 | 雨 | 事前通行規制区間での**規制雨量超過による通行止め（台風11号）** |
| R3.8.14 ～ | R3.8.19 | 約4日 | 大津市本宮～大津市横木 | 雨 | 事前通行規制区間での**規制雨量超過による通行止め**（その後豪雨による土砂流出により被災） |
| R5.1.24 ～ | R5.1.25 | 20時間 | 京都市山科区～京都市東山区（大津市逢坂でも通行止） | 雪 | 立往生車の排出 |
| R5.1.27 ～ | R5.1.28 | 約3時間 | 京都市山科区～京都市東山区 | 雪 | 立往生の恐れ |

担当：県土整備部　道路整備課　TEL　077-528-4132

# 道路の防災・減災および老朽化対策の推進

➢ 危機管理投資、成長投資により、老朽化・災害脆弱性を克服するとともに、国際競争力強化と強い地域経済を構築する道路ネットワークを整備

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

（１）地震など災害に強い道路網の構築に向けた財政支援

（２）道路インフラ施設の予防保全への転換を加速化するための財政支援

（３）公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実

## ２ 提案・要望の理由

（１）災害に強い道路網構築の推進

〇本県では、令和４年度に「滋賀県橋梁耐震補強計画」を策定。緊急輸送道路における橋梁耐震化の推進のため、補助制度創設による財政支援が必要。

〇法面対策については、土砂災害対策道路事業により実施しているが、砂防事業との連携が条件となっている。能登半島地震でも多くの土砂流出等による被害が確認されていることから、災害時の法面崩壊による道路寸断防止のため、道路単独箇所への新たな補助制度の創設が必要。

（２）老朽化が進む道路インフラ施設の予防保全

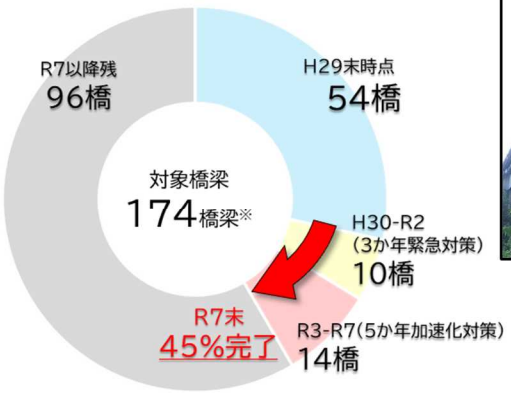
本県の管理橋梁は 3,054 橋。令和６年度より３巡目点検に着手。これまでに 227 橋の措置が完了したが、68 橋のⅢ判定橋梁が未完了の状況。事後保全型老朽化対策から、ライフサイクルコストが低減される予防保全型への早期転換を推進するためにはさらなる財政措置が必要。

（３）公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実（地方債制度）

防災・減災、国土強靭化対策などの国の補助に加え、県単独事業により実施する長寿命化対策を長期的な視点で計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債（令和８年度まで）の大幅な期間延長および交付税措置率の拡充が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### ■橋梁耐震補強の推進




※滋賀県橋梁耐震補強計画(R5.3)の対象数
（緊急輸送道路上２径間 15m 以上の橋梁）




耐震補強の状況【近江富士大橋/野洲市】

### ■法面対策の推進

【道路防災総点検箇所の対策状況】
要対策箇所：1,131 箇所（R8.3 現在）
うち対策完了箇所数：466 箇所（41%）




法面対策の状況【国道 306 号/多賀町】

### ■道路インフラ施設の予防保全

橋梁修繕状況　【県管理橋梁：3,054 橋】

【過年度実績（R1～R7）】
① 平均措置数　：約２８橋／年
② Ⅲ判定確認数　：約１５橋／年　→Ⅲ判定減少数：約１３橋／年

Ⅲ判定橋梁残
68 橋÷13 橋/年
→５年以上必要







損傷・修繕（断面補修）状況【北川橋／長浜市】

### ■公共施設等適正管理推進事業債の活用事例







担当：県土整備部　道路保全課　防災保全係　TEL　077－528－4133

# 県民の安全・安心に資する道路整備の推進

➢ 県民の日々の生活を支え、安全・安心で快適に移動できる道路空間を構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

（１） 「いのち」を守る道路環境整備の推進

（２）ナショナルサイクルルート「ビワイチ」と「青切符導入」を受けた自転車通行環境整備の推進

## ２ 提案・要望の理由

（１）「いのち」を守る道路環境整備の推進

〇令和３年度通学路合同点検箇所は、通学路緊急対策補助により効果を発現しているが、本県は、年少人口割合が１２．５８％で全国２位（令和８年１月１日現在）と高く、小学校の通学路、中学生・高校生の自転車通学、さらには、未就学児の移動経路への交通安全対策に対する補助制度拡充による財政支援が必要。

〇速度超過車両や通過交通により、生活道路の安全が脅かされているため、ゾーン３０プラス地区などの対策に向けて、引き続き、地区内連携補助による財政支援が必要。

（２）ナショナルサイクルルート「ビワイチ」、「青切符」を受けた自転車通行環境整備の推進

〇低速コースの自転車歩行者専用道路や車道混在の整備は令和４年度に完了したが、利用者からの声も多い上級コースの自転車通行帯の整備推進が必要。

〇青切符の導入により「自転車は車道が原則」であると明確化された一方で、自転車通行空間の整備が遅れており、植樹帯の撤去や車道幅員の見直し等、道路空間の再配分により、自転車が安全に通行できる空間の整備が必要。

〇「ビワイチ」および「日常利用」における自転車通行環境整備を計画的に推進するため、補助制度の創設による安定的な財政支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### ■「いのち」を守る道路環境整備の推進

**◆Ｒ３点検箇所（通学路緊急対策補助）** **効果発現**

【大津能登川長浜線（草津市）】 Ｒ７．９供用







【丁野（ようの）虎姫長浜線（長浜市）】 Ｒ７．12 供用







**◆更なる通学路の安全対策**

【小学校通学路（愛荘町）】【高校生自転車通学（大津市）】





**◆生活道路の安全対策（地区内連携補助）**

【近江八幡駅前北地区（近江八幡市）】




### ■ナショナルサイクルルート「ビワイチ」、「青切符」を受けた自転車通行環境整備の推進

**◆ビワイチルート整備**



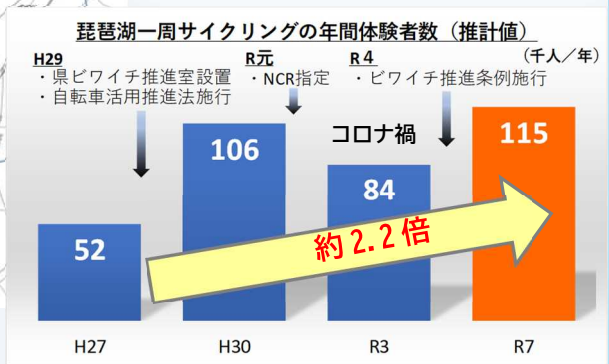
「ビワイチの日」記念ライド（R7.11）
（知事・パケ駐日ＥＵ大使ほか）



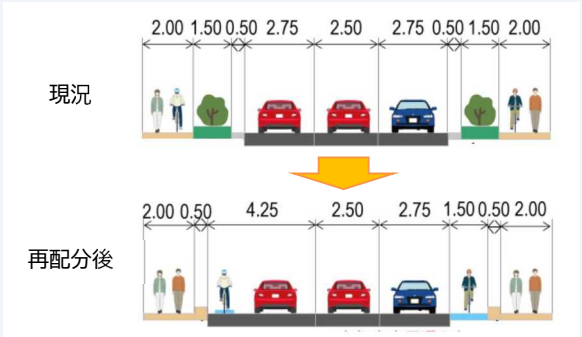



上級コース整備（実施中）

整備区間 99㎞ うち 37㎞ 整備完了（R8）
→残区間 62㎞ 整備推進




**◆道路空間の再配分**




道路空間の再配分イメージ※
※安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン抜粋



植樹帯の撤去による自転車通行空間の確保
（ビワイチ）

担当：県土整備部　道路保全課　歩行者・自転車安全係　TEL　077－528－4133

# 治水安全度向上のための直轄事業推進と地域振興への支援

➢ 淀川流域全体の治水安全度向上のための直轄事業を推進し、水源地域において地域振興への支援を要望する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1 提案・要望内容

(1)治水対策(大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳渓谷)改修・大津放水路)などの推進
(2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
(3)丹生ダム中止に伴う地域整備の継続的な支援および国の責任による推進
(4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

## 2 提案・要望の理由

(1)治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳渓谷)改修・大津放水路）などの推進

○ 後期放流対策の２事業(天ケ瀬ダム再開発、宇治川改修)および瀬田川(関津地区)改修が完成し、琵琶湖周辺の浸水被害軽減効果の更なる発現に向け、環境・景観等に配慮しながら、大戸川ダム建設事業および瀬田川(鹿跳渓谷)改修の早期完了や瀬田川洗堰改築の早期工事着手などの事業推進が必要。
○ 社会経済的被害が甚大となることから、大津放水路Ⅱ期区間を推進するための速やかな検討が必要。

(2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討

○ 洪水により上昇した琵琶湖の水位を速やかに低下させるため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要。

(3)丹生ダム中止に伴う地域整備の継続的な支援および国の責任による推進

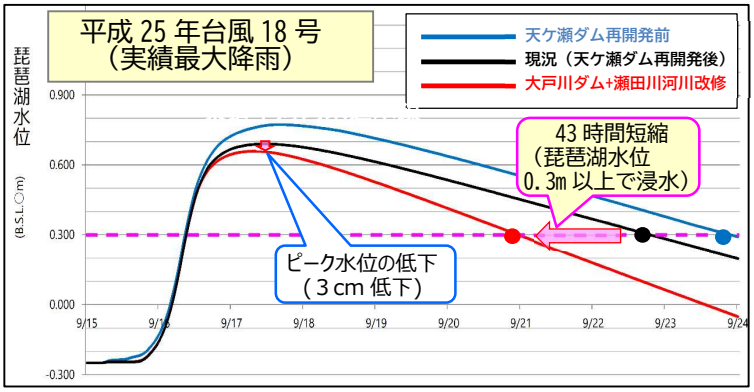
○ 「余呉地域振興の全体像(案)」を実現するため、県独自の「余呉地域振興事業交付金」を創設し支援を行っているところ。余呉地域の実効性ある地域振興を図るため、国による財源確保に向けた指導助言および推進体制の確保が必要。
○ 地域振興の核となる県道中河内木之本線について、整備完了までの財政支援・体制確保などの継続的な支援が必要。
○ 地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要。
○ 高時川の瀬切れ対策について、国における水利調整等の精力的な推進が必要。

(4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

○ 大戸川ダム計画変更に伴う水源地域整備計画の見直しを行っているところであり、地域整備の効率的・効果的な推進における支援が必要。
○ 水源地域対策特別措置法 第１２条の負担金の関係者間協議に対して、積極的な調整および支援が必要。

# （本県の取組状況と課題）

## ■瀬田川洗堰より下流の状況




**平成 30 年　西日本豪雨**
**最高水位：BSL+77cm**




琵琶湖沿岸では洪水時の水位上昇により宅地や農地の浸水被害が発生

**平成 30 年　西日本豪雨**
**最高水位：BSL+77cm**







琵琶湖

大津放水路

琵琶湖の水位を速やかに低下させるため、瀬田川洗堰改築の早期工事着手および操作規則の見直し検討を！

瀬田川洗堰

大戸川ダム建設

大戸川

瀬田川(関津地区)改修
（R3 年度完了）

瀬田川(鹿跳渓谷)改修

瀬田川

自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で改修工事の早期完了を！

環境への影響をモニタリングの上、本体工事及び県道栗東信楽線の早期完了のための予算確保・体制強化を！

宇治川(塔の島)改修
（平成 30 年度完了）

天ケ瀬ダム

宇治川

天ケ瀬ダム再開発
（令和４年度完了）

### 県道栗東信楽線の整備状況（迂回路）



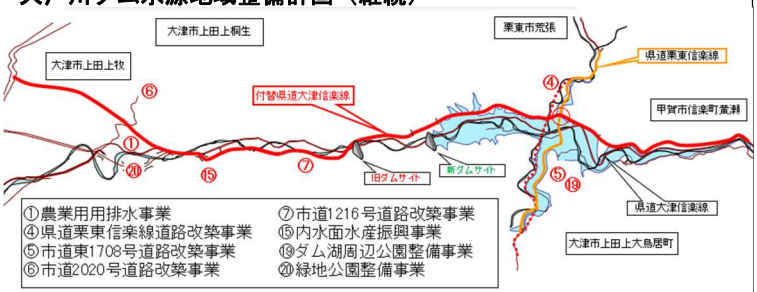
（R8. 10）

## ■丹生水源地域の状況

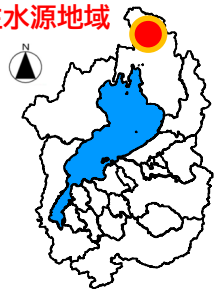



**余呉地域振興の全体像（案）**
（令和5年度に国・県・市・水資源機構で取りまとめ）

### 大戸川ダム水源地域整備計画（継続）




丹生水源地域



### 県道中河内木之本線　合同現地調査（R8. 6）



担当：県土整備部 流域政策局　　河港事業室 TEL077-528-4274　水源地域対策室 TEL077-528-4171

# 住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進

➢ 激甚化・頻発化する水災害や土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から流域治水施策を推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

(1)公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実

(2)砂防事業における計画基準点より下流の取付流路工の補助対象化

(3)土砂災害防止法に基づく基礎調査に対する継続的な予算措置

## ２ 提案・要望の理由

(1) 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実(地方債制度)

○ 当事業債を活用し、河川やダム、砂防施設の長寿命化対策、観測機器の更新を実施しており、当事業債は管理施設の適正な維持管理に重要な役割を果たしている制度。

○ 管理施設の安定的な運用と長寿命化対策を長期的な視点で計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債（令和８年度まで）の大幅な期間延長、交付税措置率の拡充が必要。

(2) 砂防事業における計画基準点より下流の取付流路工の補助対象化

○ 砂防事業は計画基準点の下流は補助対象とならず、既存水路・流路・側溝に取り付けて事業を終えている。

○ 砂防事業の下流取付先流路は著しく断面が狭小であることが多く、地元からの改修要望が多い。砂防事業に合わせて管理者（市町村）が一定の改修を余儀なくされることがある。

○ 計画基準点より下流の取付流路について、著しく断面が狭小な場合等は、管理者（市町村）による一定区間の改修に対する補助対象化など、財政的な支援が必要。

(3) 土砂災害防止法に基づく基礎調査に対する継続的な予算措置

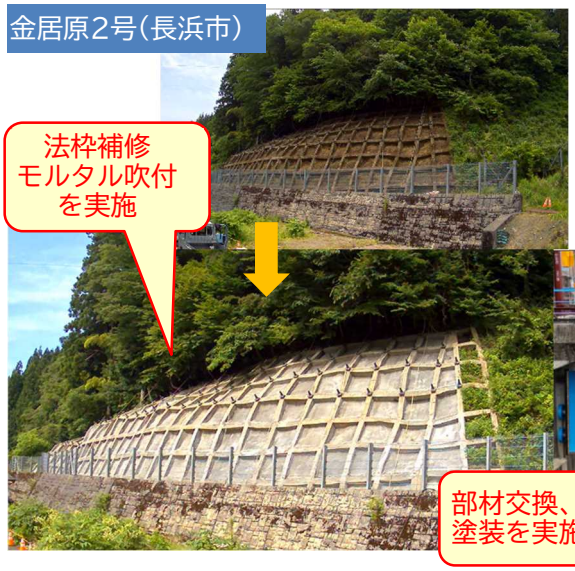
○ 土砂災害防止対策基本指針に基づき高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出した結果、基礎調査の必要箇所が増加。

○ 新たに抽出した箇所の基礎調査を計画的に進めるためには継続的な予算措置が必要。

# （本県の取組状況と課題）

## ■公共施設等適正管理推進事業債の活用事例

金居原2号（長浜市）




伊佐々川河道堰（草津市）




## ■地方債の措置状況

| | 交付税措置率 |
|---|---|
| 緊急自然災害防止対策事業債 | 70% |
| 公共施設等適正管理推進事業債 | 30～50% |

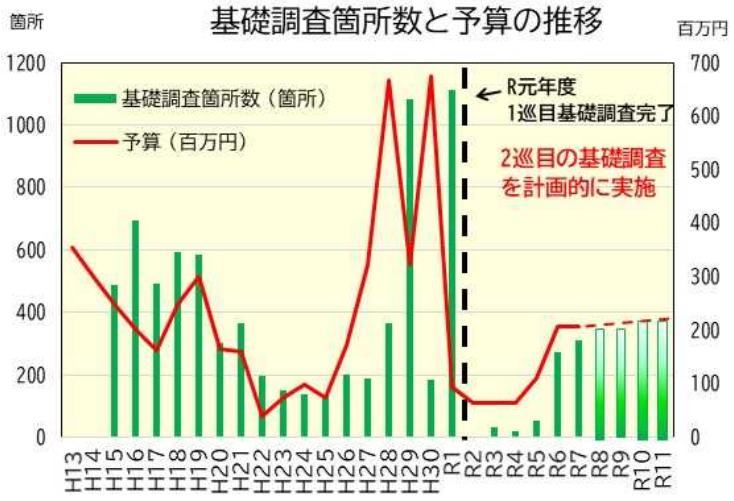
## ■計画基準点下流の取付流路事例

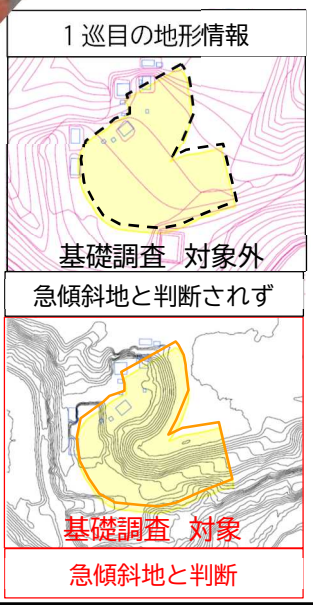



知内川支流（高島市）




## ■土砂災害防止法に基づく基礎調査




担当：県土整備部 流域政策局 河港事業室 TEL077-528-4154　砂防室 TEL077-528-4192

# 港湾の防災機能向上と活性化に向けた施策の充実・強化

➢ 港湾の防災機能向上による安全・安心な暮らしと“みなと”を中心とした賑わいのあるまちづくりを実現する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## １ 提案・要望内容

**港湾の防災機能向上と港湾を核とした地域活性化の推進**

○ 効果的な再整備を実施するための国からの的確な助言

○ 「みなとオアシス」への速やかな登録に向けた国からの的確な助言

○ 港湾を核とした地域活性化の推進や災害支援機能・能力を高める施設整備のための財政支援制度の創設

## ２ 提案・要望の理由

○ 本県は内陸県ではあるが、琵琶湖に面する内水面の港湾を４か所管理しており、主に観光船の発着に利用されている。その中の一つ、大津港では、

・令和４年春、敷地内にナショナルサイクルルート“ビワイチ”の拠点となるサイクルステーションがオープン
・令和６年３月から、「びわ湖疏水船」が大津港への乗り入れを開始
・インバウンド観光客の利用が増加
・令和９年 12 月の開館に向け、新しい「琵琶湖文化館」が港湾区域の一角で建設開始

など、“みなと”を中心とした賑わい創出の動きが活発となっている。

○ この機を捉え本県では、令和６年度に 20 年後の大津港の目指す姿を定めた「大津港活性化・再整備基本構想」を官民協働にて検討を重ね策定したところ。

○ 令和７年度からは、この基本構想を具現化するため、再整備に係る実施計画策定に向けた検討を行っている。効果的な整備につなげるため、引き続き国から的確な助言をいただきたい。

○ また、整備と並行し、大津港の「みなとオアシス」登録（Ｒ９．３月）を目指していることから、速やかな登録に向けて国から的確な助言をいただきたい。

○ さらに、港湾を核とした地域活性化の推進につながる旅客施設や賑わい施設などの施設整備、災害支援機能・能力を高めるため施設整備への財政支援制度が必要。

○ 将来的には、大津港での取組を他の県管理港湾にも展開し、湖上ネットワークも活用しながら「湖の港」としてのブランディングを進めていきたい。

# （本県の取組状況と課題）

## 県が管理する4つの港湾



竹生島港



長浜港



大津港




彦根港

## 位置図




## びわ湖疎水船







## 大津港にぎわいへの取組状況

### BIWAKO モニュメント




### 大津港指定管理者によるにぎわいづくり自主事業 Biwa-cation fes










大津港にぎわい
創出社会実験
Re:Port OTSU/BIWAKO




### 新しい琵琶湖文化館建設（イメージ）




### 大津港サイクルステーション ※R4 オープン




### 大津港の目指す姿：　Re:Port OTSU/BIWAKO ～日本一にぎわいのある「湖の港」～



R7.3月「大津港活性化・再整備基本構想」策定
R8　「大津港活性化・再整備実施計画」策定予定

みなとオアシス標章

担当：県土整備部 流域政策局 河港管理室
TEL　077-528-4161

# 地籍調査の推進

➢ 土地の基礎的な情報の整備を進めることで、安全・安心で住み続けたい滋賀県を実現する

【提案・要望先】国土交通省

## １　提案・要望内容

### (1) 地籍調査事業関係予算の確保・拡充

○ 国土調査事業十箇年計画を達成するため、市町が実施する地籍調査事業が計画的に推進できるよう地籍調査事業関係の予算の確保・拡充が必要

### (2) 地籍調査事務支援システムの整備

○ 地籍調査事業に係る補助金申請および認証申請手続のＤＸ化を推進し、市町が利用しやすい申請システムの整備が必要

## ２　提案・要望の理由

(1) 地籍調査事業関係予算の確保・拡充

○　近年、要望額に対する内示率が低下しており、特に令和８年度は負担金で約４２％、円滑化補助で約５０％と内示率の低下が著しく、事業推進のための予算が不足。

○　国土調査事業十箇年計画の着実な推進に向け、市町が調査人員体制を維持し、計画的かつ継続的に調査を実施できるよう、十分な予算措置が必要。

(2) 地籍調査事務支援システムの整備

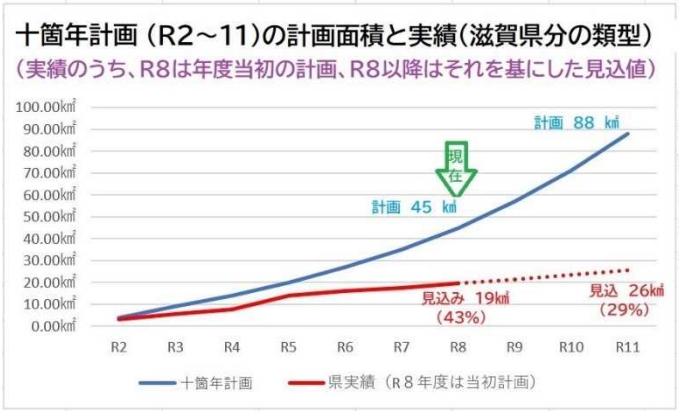
○　地籍調査事業の補助金申請は補助メニューごとに提出書類や記載事項が異なり、市町の事務負担が大きいほか、認証申請を含め記載誤り等による修正が発生。

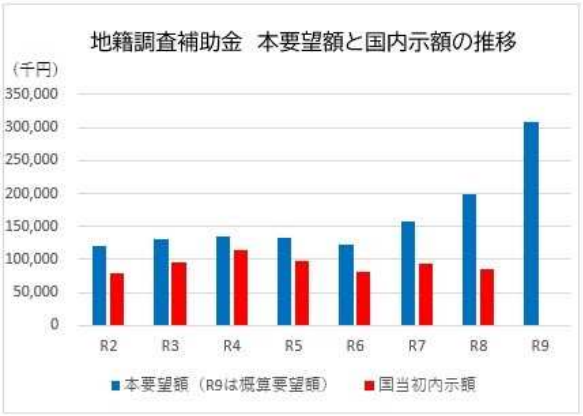
○　入力支援やチェック機能を備えた申請システムの整備など、申請手続のＤＸ化による事務の効率化支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### （1）地籍調査事業関係予算の確保・拡充

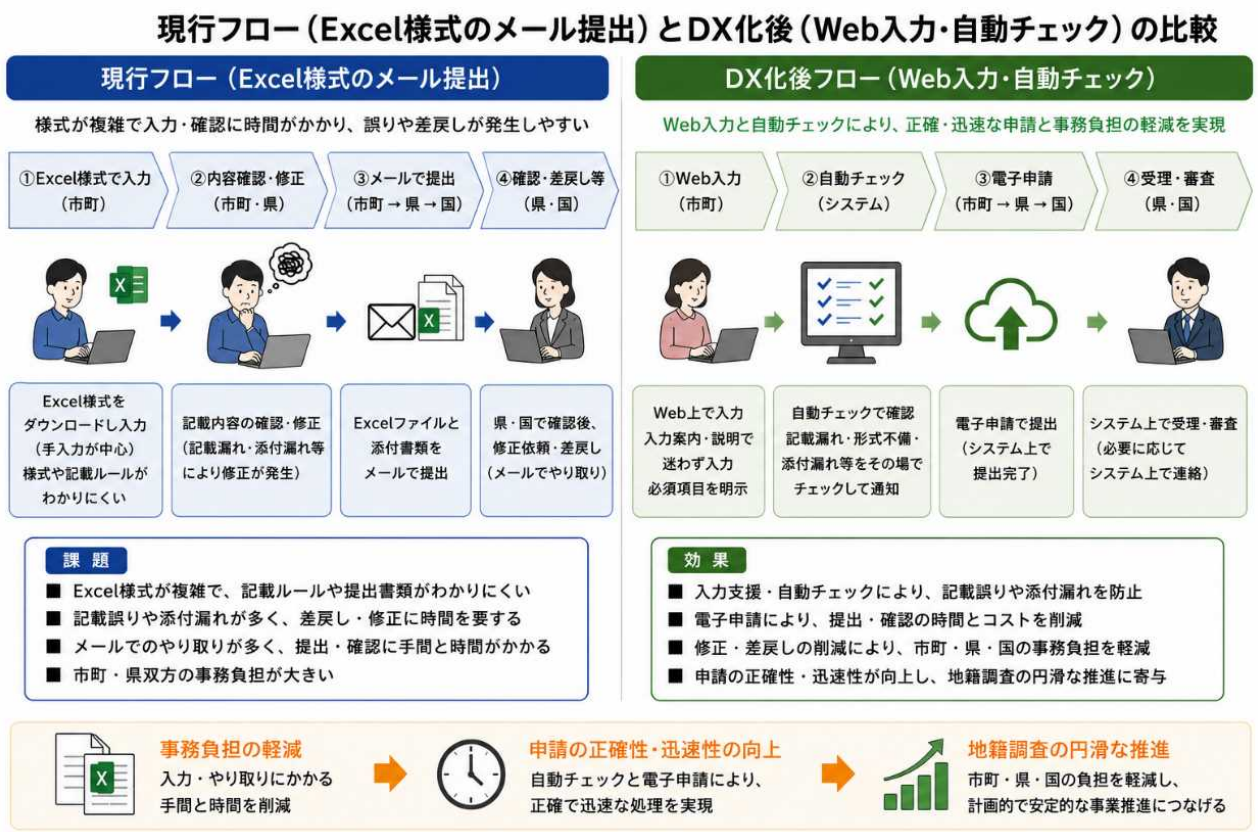
● 市町からの要望および国土調査事業十箇年計画（令和２－１１年度）に合わせて県当初予算を計上しているが、現状のまま推移すると、計画最終年の実績が計画の**２９%程度**に留まる見込であるため、計画達成が可能となるよう、大幅な予算の拡充を要望する。




### （2）地籍調査事務支援システムの整備

● 現行フローには以下の課題がありシステム整備を要望する。




担当：県土整備部用地事業支援課土地行政係
TEL　077-528-4120

# 地域交通の維持・充実に向けた支援

➢ 暮らしや経済を支える重要な「公共財・社会インフラ」である「地域交通」の維持・充実を図ることで、「より良い暮らし」の実現を目指す。

【提案・要望先】国土交通省

## 1 提案・要望内容

### (1) 自動運転バスの実証・実装に向けた取組への支援

○ 地域が創意工夫のもとで行う、自動運転バスの実装に向けた取組に対する継続的かつ十分な支援

### (2) 地域交通の維持・充実に向けた安定的な財源の確保

○ 地域交通の維持・充実に向けた安定的な財源の創出・拡充、地方への配分

○ 「地域間幹線系統・地域内フィーダー系統補助」における標準単価の引き上げ

### (3) 地域輸送資源フル活用に向けた支援

○ 持続的な地域輸送資源フル活用に向けた制度的な後押し、助言

## 2 提案・要望の理由

(1) 自動運転バスの実証・実装に向けた取組への支援

○ バス運転士不足への対応等、自動運転技術は地域交通の維持・活性化のため重要。先進技術への高い期待を確認しており、自動運転社会の早期実現に向けて、地域の実情に合わせて、工夫しながら実証運行を重ねていく必要がある。

○ 導入にはシステム経費や車体費、路車協調など多額の費用が必要であり、地域のみでは負担が大きいことから、事業性を高めるまで、国の継続的かつ十分な財政支援と、先行事例の積極的な共有が必要。

(2) 地域交通の維持・充実に向けた安定的な財源の確保

○ 国において「交通空白」の解消等に向けた取組が進められている中、民間事業者の経営努力のみでは地域交通の維持・充実は困難であることから、地域交通を社会全体で支えていくため、既存制度の充実を含め、安定的な財源の確保が必要。

○ 特に、路線バスの運行について、運行経費が増加する中、国の補助制度における標準単価と実勢単価に乖離が生じており、自治体や交通事業者の負担が増大していることから、標準単価の引上げなど、実情に即した支援の充実が必要。

(3) 地域輸送資源フル活用に向けた支援

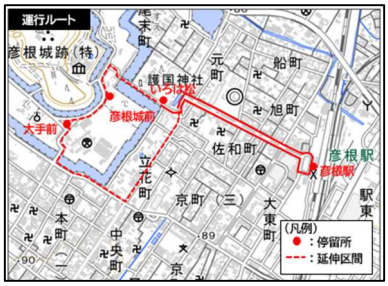
○ 持続可能な地域公共交通の構築に向けては、学校、病院、福祉施設等との一層の連携が重要。

○ このため、国によるガイドラインの作成や、他政策領域における制度や支援策の一元的な情報提供、ボランティア輸送を把握するしくみの創設等の支援が必要。

## （本県の状況と課題）

### (1)自動運転の実証・実装の取組～世界遺産登録・まちづくりと連携して推進

| | |
|---|---|
| 運行ルート | 彦根城・彦根駅ルート　（1周約3.0km） |
| 運行期間 | 令和８年10月12日から令和８年11月15日 |
| 自動運転レベル | 運転士が同乗するレベル２ |
| 技術面の取組 | 信号連携１箇所（旭町交差点） |
| 自動運転車両 | 定員：９名　　速度：～18km　車両：Navya EV03 |
| 付加価値向上 | 子ども乗車体験・AIアバター・デジタルスタンプラリー |









**【参考】R7 年度　実証結果**

| | |
|---|---|
| 運行ルート | 彦根駅 ー 彦根城前（往復1.5km） |
| 運行期間 | 令和8年1月31日（日）～2月16日（月） |
| 利用者 | 1,819人（290便） |
| 乗車率 | 69.7% |
| 自動走行割合 | 83.7%（179km/214km） |
| 満足度 | 83.1%（良い・どちらかと言えば良い） |

### (2)路線バス地域間幹線系統補助の状況

| 比較単価（Ｒ９） | キロ当たり単価 |
|---|---|
| 滋賀県　実勢単価〔地域間幹線系統を運行する４社平均〕 | 641.55（円/km） |
| 北近畿ブロック標準単価<br>〔滋賀県、京都府及び兵庫県（京阪神に属する地域を除く。）〕 | 446.82（円/km） |
| 京阪神ブロック標準単価<br>〔大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）〕 | 589.52（円/km） |

国庫補助の標準単価について、県内実勢単価と大きく乖離しており、実情に合った支援が出来ていない

### (3)新たな移動手段活用に向けた取組の推進

**R6 公共ライドシェア**




**R7 日本版ライドシェア**




**R8 市営バス再編・地域資源連携**




担当：交通まちづくり部交通まちづくり政策課
TEL　077－528－3681

# “ＴＨＥシガパーク”推進への支援

- **公園の種別や所管を越え、部局横断的に連携した取組を推進**
- **公園の魅力を再発見し、向上させるための公園再整備を推進**

## １ 提案・要望内容

【提案・要望先】内閣府、財務省、国土交通省、環境省

### 県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援

【本県では高い価値と魅力をもつ公園を活かし、種別・所管によらず、県全体が一つの大きな公園“THE シガパーク”を目指している。】

○ 高いポテンシャルのある、琵琶湖岸の都市公園湖岸緑地や自然公園園地等における再整備や長寿命化等に対して、「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」による継続的な財政支援

○ 日本百名山の一つである伊吹山の自然再生に向けた取組に対して、「自然環境整備交付金」による必要な交付額の措置や個別補助金の制度創設

○公園の一体的な魅力向上と情報発信を推進するため「地域未来交付金」による継続的な財政支援

## ２ 提案・要望の理由

○ 滋賀県では、本年度より、所管法令等に基づき複数の所属で管理していた公園をまとめ、県内 32 箇所の公園に関する技術・知見・情報を集約する「ＴＨＥシガパーク推進課」を設け、「ＴＨＥシガパーク」の取組を一層強力に進める体制を整えたところ。

○ 各公園の魅力や安全を保ち、育てるため、引き続き「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」「地域未来交付金」による、再整備や長寿命化等に対する財政支援が必要。

○ 伊吹山においては、ニホンジカの食害等により南側斜面で裸地化が進行し、山麓では令和６年７月に土砂災害が３回発生。県と米原市の連携の下、全国的なモデルケースとなり得る自然再生事業を着実に推進していくことが必要。裸地化した山頂部は再度災害の危険があり、保全対策効果の早期発現を図るため、必要な交付額の措置や伊吹山保全対策への個別補助金の制度創設を求める。

（本県の取組状況と課題）

**県全体が一つの大きな公園となるような取組の支援**

THE シガパーク

## 社会資本整備総合交付金
## 防災・安全交付金

【都市公園施設整備】
【施設長寿命化】

各公園の魅力を育み、安全・安心な利用環境を確保するため、施設の整備や長寿命化など、既存の交付金での整備も引き続き必要

## 地域未来交付金

【インフラ等整備事業】
都市公園事業、自然公園事業等




【大津市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、日野町、竜王町】
（公園施設長寿命化対策支援事業）



【米原市】磯公園
（都市公園等事業）



【県営】湖岸緑地・志那（駐車場整備）
（地域未来交付金）



【県営】湖岸緑地・薩摩（園路整備）
（都市公園等事業）



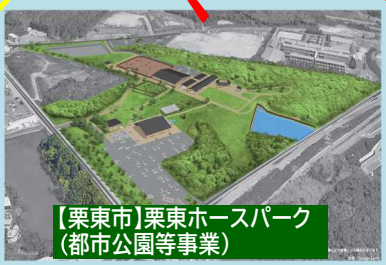
【草津市】草津川跡地
（都市公園等事業）



【東近江市】延命公園
（都市公園等事業）




【県営】びわこ文化公園（木橋改修）
（公園施設長寿命化対策支援事業）



【栗東市】栗東ホースパーク
（都市公園等事業）



【日野町】松尾公園
（こどもまんなか公園づくり支援事業）

## 自然環境整備交付金

【伊吹山の自然再生】

主要登山道がある南側斜面について、県と米原市が連携し、植生復元と浸食防止の対策を加速し、保全対策効果の早期発現を図る。




伊吹山自然再生の役割分担




裸地化した南側斜面

【自然公園施設整備】

公園施設や自然歩道について、整備から４０年以上が経過し老朽化が進んでおり、安全・安心な利用の確保ができていない状況。令和９年度は、乙女が池の木道橋（高島市）の修繕等が必要。



乙女が池木道橋（橋梁修繕）



床版腐食

**GREEN×EXPO 2027 in YOKOHAMA JAPAN で THE シガパークを PR!!**

担当：交通まちづくり部　ＴＨＥシガパーク推進課　TEL：077－528－4169

# 滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

➢ **自然と都市が調和した滋賀の魅力の向上を図るため、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。**

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1 提案・要望内容

### (1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

○ 街路の整備を確実に推進するために必要な予算枠の拡大

### (2)「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

○ 鉄道を軸とした沿線市町による広域的なまちづくりへの取組に対して重点的な財政支援

○「歴史まちづくり計画」や「歩行者利便増進道路」に指定されたウォーカブル推進の取組に対して重点的な支援

## 2 提案・要望の理由

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の推進

○ 安全で魅力あるまちづくりの施策を確実に推進するため、都市の骨格を形成する街路事業の予算確保が必要。

(2)「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

○ 本県では、令和３年度に策定した「滋賀県都市計画基本方針」を基に、住み、働き、憩うために必要となる様々な機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指している。

○ 昨年度より、JR 琵琶湖線、JR 草津線で鉄道沿線まちづくり勉強会を立ち上げ、鉄道を軸とした広域的に連携したまちづくりに取り組んでいる。

○連携する市町がそれぞれの特徴を活かし、駅を中心とした魅力あるまちづくりを行っており、これらに資する都市機能や地域の「稼ぐ力」の強化に繋がる公共施設等の整備に対して、重点的な財政支援が必要。

○また、本県には、歴史的な景観や街並みが各地に多く残されており、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めるため、歴史まちづくりや、来訪者の滞在快適性、回遊性向上を目的としたまちづくりに支援をお願いしたい。

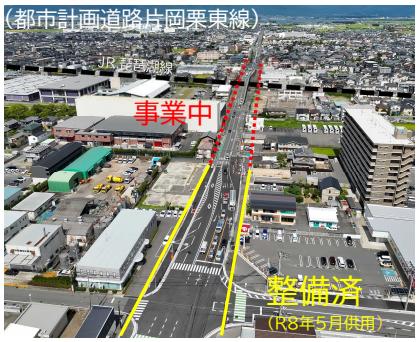
## （本県の取組状況と課題）

### (1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の推進

**広域拠点となる都市の骨格を形成する街路等の**
**都市計画事業を計画的に進めるための予算拡充を！**

【都市の骨格を形成する街路】



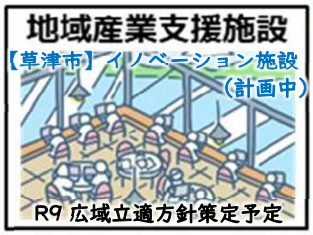

### (2) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

**鉄道を軸とした沿線市町による広域的なまちづくりへの取組みに**
**対して重点的な財政支援を！**

【広域的なまちづくりへの取組】



琵琶湖沿線まちづくり勉強会（R8.7）
草津線沿線まちづくり勉強会（R8.7）











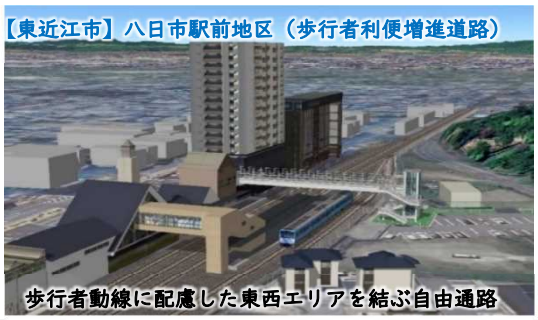


**「歴史まちづくり計画」や「歩行者利便増進道路」に指定されたウォーカブル推進の取組に対して重点的な支援を！**

【歴史まちづくり】




【まちなかウォーカブル推進事業】




令和９年秋 滋賀デスティネーションキャンペーン開催決定！

癒しがいっぱい、シガリズム。

担当
交通まちづくり部
交通まちづくり政策課 TEL：077-528-4182
県土整備部 道路整備課 TEL：077-528-4132

# 鉄道ネットワークの維持・利便性向上

➢ 地方創生の基盤である鉄道ネットワークの維持に向け、鉄道の安全性と利便性のさらなる向上を目指す

【提案・要望先】国土交通省

## 1 提案・要望内容

### (1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

### (2) 鉄道の安全性確保と利便性向上

○鉄道ネットワークの維持に不可欠な鉄道の安全性確保と利便性向上に向け、安定的な財源確保、地方公共団体の取組への財政的支援および鉄道事業者への支援・働きかけ

○「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

## 2 提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

○ これまでの整備新幹線において、新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

(2) 鉄道の安全性確保と利便性向上

○ 鉄道ネットワークは地方創生の基盤であり、地方創生を推進していくには鉄道の安全性確保と利便性向上が不可欠である。

【利便性向上の例】

・JR 西日本路線におけるコロナ禍に減便された運行本数の復活・増便

・JR 湖西線の駅のバリアフリー化、無人駅の対応改善

・強風、大雪、大雨など気象条件による運休の減少

・JR 西日本と JR 東海の管轄エリアをまたぐ交通系 IC カード利用の改善

・JR 湖西線駅における特急電車の停車駅・停車本数の増加　等

## （本県の取組状況と課題）

### 鉄道利便性向上における課題

◇運行本数

コロナ禍における減便により、多くの路線で利便性が低下。鉄道事業者に復便を求めるとともに、鉄道の利用促進に取り組んでいるが、利便性が低いことが利用者増を鈍らせる大きな要因となっており、復便に至っていない。減便状態が続けば利用者の減少との負のスパイラルに陥り、持続可能な公共交通の実現が困難となるため、運行本数の復活が不可欠。

（利用促進の取組例）・モビリティマネジメント　・学生、園児への運賃補助・沿線観光情報発信

◇高頻度の運休

湖西線においては、強風により頻繁な運休があり、沿線住民の生活や観光客の移動、北陸新幹線との接続に大きな影響が発生。（令和７年度は強風により 10 回運休）

◇バリアフリーの課題

JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらず 19 駅中７駅がバリアフリー未対応。駅無人化の拡大により、駅員のサポートが得にくくなる中、さらなる高齢化や観光誘客対応のためには、利用者数にかかわらずエレベーター等の設置の推進が必要。

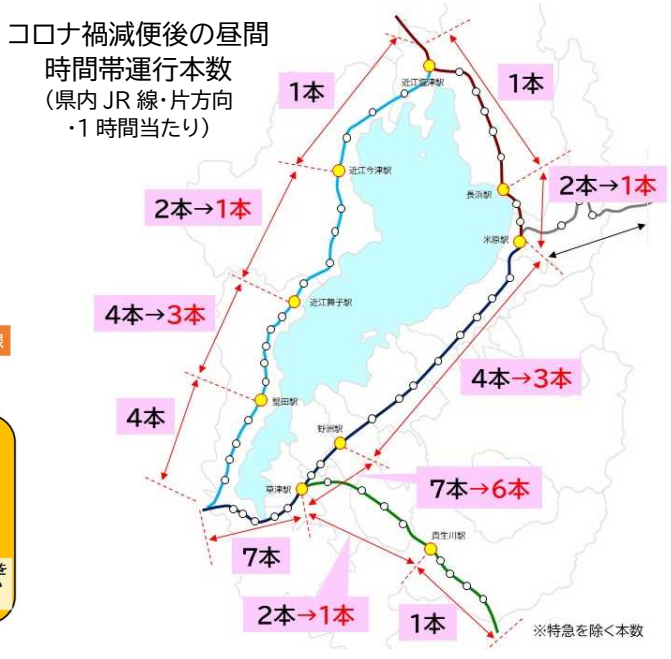
◇管轄を超えた移動における不便（IC カードまたぎ利用）

JR 西日本および東海の境界（米原駅）が存在し、県内駅間の移動でも交通系 IC カードが利用できない場合がある。

◇特急の停車本数

特急サンダーバードの停車駅は堅田駅および近江今津駅の２駅のみ、停車本数は上下合わせて８本/日で利便性が低い。




担当：交通まちづくり部交通まちづくり政策課
TEL：077－528－3684

# 水道施設の強靭化による水の安定供給への支援

➢ **大規模地震などの災害や施設の長寿命化への対策のために水道施設の強靭化を進め、良質な水の安定供給に取り組む。**

## 1 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

### (1) 国土強靭化対策の更なる推進に向けた予算の確保

○ 国土強靭化実施中期計画に基づく取組のより一層の推進

○ 水道施設の強靭化に向けた継続的・安定的な予算の確保

### (2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

○ 水道施設の強靭化を加速化させるための要件緩和

## 2 提案・要望の理由

(1) 国土強靭化対策の更なる推進に向けた予算の確保

○ 災害の激甚化・頻発化や水道管の経年化による漏水事故の増加傾向を踏まえ、国土強靭化実施中期計画に基づき、水道施設の強靭化の強力な推進が必要。

○ 公共性、広域性の強い水道用水供給事業者の水道施設は、大規模かつ高度な機能を有しており、その強靭化には、多額の費用と長期的な計画が不可欠。

○ 計画的に大規模な更新事業を実施するためには、継続的・安定的な予算確保が必要。

(2) 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

○ 水道用水供給事業では、受水市町と綿密な調整の上、アセットマネジメント計画に基づき、事業量を平準化し、料金改定を行っており、年度事業量の極端な変更は、受水市町や水道用水供給事業者への経営面に大きく影響。

○ 大規模かつ高度な機能を有する水道施設の短期での耐震化は、困難。

○ 基幹管路の耐震適合率の上昇ポイントは、水道用水供給事業者の広域的に安定した水の供給を維持する上での影響を考慮し、 実情に応じた要件緩和が必要。

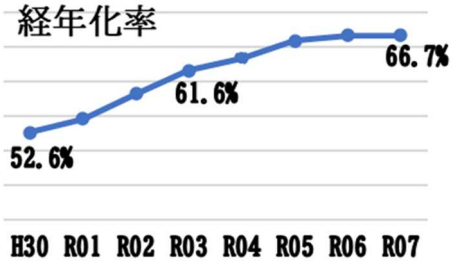
## （本県の取組状況と課題）

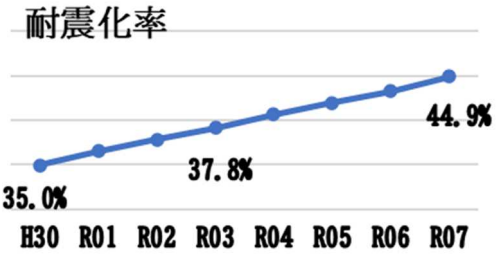
### （1） 国土強靭化対策の更なる推進に向けた予算の確保

**水道施設の耐震化対策**

○ 管路の経年化率は全国高位（全国平均の約２倍）の 66.7%であり、早急に耐震化対策を進める必要がある。

○ 令和８年度当初予算内示率の大幅な下落により財政負担への影響が生じている。




**国土強靭化実施中期計画に基づく取組のより一層の推進**

◆管路更新率
【(水道用水供給事業者全国平均値)】0.27%
【滋賀県企業庁】 1.68%

◆国土強靭化実施中期計画 KPI
水道急所施設〔導水管・送水管〕の耐震化完了率
45%【R6】→59%【R12】→100%【R31】
**更新ペース：55%(100-45%)÷25 年(R31-R6)＝2.2%**

○ 管路更新率は全国平均以上だが、国の計画ペースを下回る。

○ 水道施設の強靭化に向けて、国土強靭化実施中期計画における目標に向けて着実に耐震化を進めるためには、より一層の耐震化・老朽化対策の加速化に向けた財政支援が必須。

### （2） 水道総合地震対策事業における交付対象事業の要件緩和

**水道施設の強靭化を加速化させるための要件緩和**

**◆上昇ポイントの見直し◆管路口径、送水量等を条件設定するなど要件緩和が必要**

○ 公共性・広域性の強い水道用水供給事業者の基幹管路は、大口径であることから以下のとおり、短期耐震化は非常に困難。

●管路更新率 【水道事業者】0.61% 【水道用水供給事業者】 0.27%
●管路平均口径【水道事業者】導水管 φ250 /送水管 φ250
【企業庁】 導水管 φ1100 /送水管 φ600
●管路時間布設量 水道事業者に比べて、当庁の管路日当たり布設量は、約１／３
【水道事業者平均口径 φ250】 65.9m/日 【企業庁平均口径 φ700】 22.7m/日

○ そのような中、令和８年度の「加速要件」では今後５年間で年換算 1.96 ポイント以上が求められており、多くの事業者が本事業を活用できない。また「今後５年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）が直近５年間の上昇ポイントの 1.5 倍を上回っていること」という要件は、これまでアセットマネジメント計画に基づき計画的、積極的に耐震化を行ってきた水道用水供給事業者ほど補助対象とならない。

担当:企業庁経営課 TEL 077-589-4585

# 公立病院の安定的な経営への支援

➢ 物価・エネルギー価格等の高騰が続く中でも、必要な医療を安定的に提供する体制を維持するため、公立病院への支援を要望。

【提案・要望先】総務省、厚生労働省

## １ 提案・要望内容

### (1) 物価高騰等を踏まえた診療報酬等の適時・適切な見直しおよび財政支援の実施

○ 診療報酬について、物価・賃金等の動向を適切に反映するとともに、中間年改定を含め、必要に応じて機動的に見直すこと。

○ 特定保険医療材料については、実際の納入価格と償還価格との乖離を踏まえ、償還価格を適切に見直すこと。

○ また、急激な物価高騰等により、公立病院の経営に大きな影響が生じた場合には、必要に応じて機動的な財政支援を講じられたい。

### (2) 公立病院の経営基盤を支える地方財政措置の充実

○ 物価・賃金等の上昇による公立病院の厳しい経営状況を踏まえ、「地方財政計画」において、病院事業に対する繰出金の確保・充実を図るとともに、必要な地方交付税措置を講じられたい。

## ２ 提案・要望の理由

○ 近年、原材料費や物流費等の上昇、国際情勢の変化等を背景として診療材料や重油等の価格が高騰しており、公立病院の経営に大きな影響を及ぼしている。

○ 令和８年度診療報酬改定において一定の対応が図られたものの、改定後も購入価格は上昇しており、実際の納入価格との乖離が解消されない品目も存在する。

○ これまで講じられてきた「医療・介護等支援パッケージ」による支援や診療報酬改定等による対応を踏まえても、なお物価高騰の影響が続いている。

○ 公立病院においても、製品の切替えや価格交渉等に努めているが、医療提供に必要な診療材料やエネルギーの使用を大幅に削減することは困難であり、物価高騰による影響を経営努力のみで吸収することには限界がある。

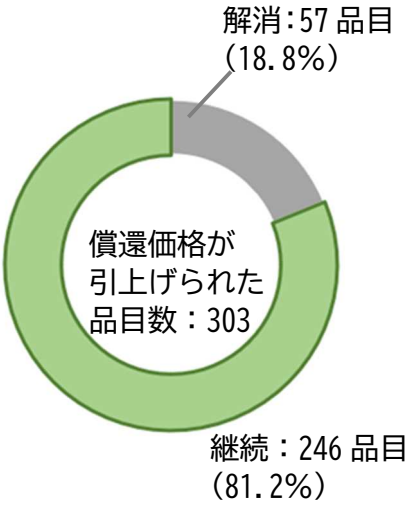
## （本県の取組状況と課題）

### （1）物価高騰等に対応した診療報酬等の適時・適切な見直しおよび財政支援の実施

#### ● 償還価格改定後も残る「逆ザヤ」

償還価格引上げ後も、**納入価格が償還価格を上回る「逆ザヤ」の解消は限定的**。

償還価格が引き上げられたことで得られる差益は約 4,654 千円(税込)増えた一方、改定前から逆ザヤとなっていた品目の多くで改善が見られず、特に、**値上げ要請のあった品目については、逆ザヤがほぼ解消されていない**。




#### ● 中東情勢等による診療材料・エネルギー価格の上昇

中東情勢等による影響を理由とした診療材料の値上げが相次いでいる。

特に、**ニトリルグローブの値上げによる影響が大きい**。

| | 値上げ品目数 | 年間影響額(税別) |
|---|---|---|
| 値上げ品目数 | 196 | 11,491 千円 |
| うち、ニトリルグローブ | 15 | 6,504 千円 |

また、重油についても、令和７年度と比較して平均単価が**一ℓ当たり約 60 円増となっており、病院経営に大幅な影響を及ぼしている**。

| | Ｒ６実績 | Ｒ７実績(Ｂ) | Ｒ８見込(Ａ) | (Ａ)－(Ｂ) |
|---|---|---|---|---|
| 購入量 | 323,200ℓ | 332,000ℓ | 273,000ℓ | ▲59,000ℓ(約 17.8%減) |
| 料金 | 31,702 千円 | 32,726 千円 | 43,912 千円 | +11,186 千円(約 34.2%増) |
| 平均単価 | 約 98.1 円/ℓ | 約 98.6 円/ℓ | 約 160.9 円/ℓ | +62.3 円(約 63.2%増) |

### （2）公立病院の経営基盤を支える地方財政措置の充実

#### ● 滋賀県病院事業に対する繰出金および地方交付税措置額の推移

（単位：百万円）

| | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ | Ｒ８(当初予算) |
|---|---|---|---|---|---|
| 繰出金 | 4,786 | 4,897 | 4,745 | 5,133 | 5,761 |
| 交付税措置額(試算) | 1,878 | 1,869 | 1,850 | 1,933 | ― |

担当：病院事業庁経営管理課　経営改革推進室　　健康医療福祉部医療政策課
TEL：077-582-5852　　077-528-3611

# 高等学校教育改革の推進について

➢ 高等学校教育改革について、改革先導拠点からの速やかな全県波及を図れるよう高等学校等教育改革促進基金の柔軟な運用や新たな交付金制度の創設等を行うこと。

【提案・要望先】文部科学省

## 1 提案・要望内容

### (1) 高等学校等教育改革促進基金について

○ 改革先導拠点における調査結果等を踏まえた改修計画の変更や事業期間の延長等に対応できるよう柔軟な制度運用とすること。

○ 改革先導拠点等に対する教職員の加配を新設すること。

### (2) 高等学校教育改革交付金（仮称）について

○ 令和９年度概算要求において事項要求されている「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、改革を確実に推進するために必要かつ安定的な財源を確保するとともに、本県公立高校全体の底上げを可能とするよう制度設計すること。

○ 老朽化対策や空調整備等の教育環境の改善も対象とすること。

## 2 提案・要望の理由

(1) 高等学校等教育改革促進基金について

○ 改革先導拠点での取組を進めるに当たっては、今後、調査結果等を踏まえた改修計画の変更等が出てくることが見込まれるが、そうした場合等でも速やか、かつ、円滑に取組が進められるよう柔軟な制度運用をお願いしたい。

○ 本事業の大規模な施設整備にあっては、資材の調達や外因による計画変更等により事業に遅れが生じ、３年間の事業期間では完了できないおそれがあり、事業期間の延長を可能とする対応が必要である。

○ 当該基金事業においては、常勤職員の人件費が補助対象となっておらず、改革先導拠点等において今後改革を進め、全県に波及させていくためには、常勤職員の追加配置が欠かせない。

(2) 高等学校教育改革交付金（仮称）について

○ 「高等学校教育改革実行計画」に位置付けた取組を確実に推進できるよう、国の責任において必要かつ安定的な財源を確保し、長期的な支援として、地方に負担を求めない仕組みを構築していただきたい。また、地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を合わせてお願いしたい。

○ 高校授業料の無償化を受け、公立高等学校の魅力化の観点から、老朽化した施設・設備の更新、空調の整備など教育環境の充実を図る必要がある。

## （本県の取組状況と課題）

### (1) 高等学校等教育改革促進基金について

○ 本県では、当該基金事業の対象となる改革先導拠点として、下記のとおり４校が採択されたところであり、高校改革の実現に向けたパイロットケースとして着実に取り組むとともに、４校での取組を県内の他の高校等に普及させていく所存。

| | 改革先導拠点名 | 学科等 | 事業計画名 | 上限額 |
|---|---|---|---|---|
| 類型1 | 彦根工業高等学校 | 全日制・定時制／工業科 | 地域産業と共創した、次代のものづくりを牽引する高度技術ひとづくり拠点形成 | 28.4億円 |
| 類型1 | 長浜農業高等学校 | 全日制／農業科 | 農と食の未来を動かすアグリ・イノベーション拠点形成 | 21.6億円 |
| 類型2 | 米原高等学校 | 全日制／普通科・理数科 | AI・データサイエンスによる社会的価値創造ひとづくり拠点形成 | 9.2億円 |
| 類型3 | 大津清陵高等学校 | 定時制・通信制／普通科 | 「校内キャリアサポートセンター」を核とした地域密着型包括的キャリア教育拠点形成 | 2.8億円 |

○ ６月に採択された彦根工業高等学校および長浜農業高等学校の２校については、いずれも「類型１：アドバンスト・エッセンシャルワーカー等人材育成支援」に関わる取組であり、工事着工前の土壌調査等を行っているところ。それぞれの改革先導拠点において、計画どおり事業を進めていけるよう、また、県内の他の高校等にしっかり波及させていけるようにするためにも、十分な体制整備が必要である。

### (2) 高等学校教育改革交付金（仮称）について

○ 本県でも、今後、児童・生徒数が大きく減少していくことが見込まれており、また、高校授業料無償化の拡大や通信制高校・広域通信制高校への進学者も増加しているなど、高校教育を取り巻く環境が変わってきている。そのため、これからの本県高等学校教育の振興に向け、県立高等学校の在り方について、現在、滋賀県立高等学校在り方検討委員会での審議が行われているところ。同委員会での答申内容を踏まえ、令和９年３月での県および県教育委員会としての将来ビジョンの策定・公表に向けて取り組んでいるところ。

○ 本県では、県立高校の環境改善を図るため、これまで教室への空調整備やトイレ改修に取り組んできたところ。

【県立高等学校の環境改善の状況】

| | | 総数 | 実施済 | 実施割合 |
|---|---|---|---|---|
| トイレ改修 | 普通教室棟 | 358室 | 353室 | 98.6% |
| | その他 | 764室 | 315室 | 41.2% |
| 空調整備 | 普通教室 | 1,002室 | 991室 | 98.9% |
| | 特別教室 | 1,289室 | 1,065室 | 82.6% |
| | 体育館 | 45棟 | 0棟 | 0.0% |

○ 体育館空調については、県内のほとんどの私立高校において整備されている一方、県立学校は、学校施設環境改善交付金の対象となる特別支援学校から優先して整備を進めていることから県立高校への整備ができていない。

年々猛暑が深刻化する中で、高校への整備も喫緊の課題であり、整備が加速できるよう国からの財政支援が必要である。

担当：教育委員会事務局教育総務課　教育委員会事務局高校教育課
学校施設整備係　魅力ある高校づくり推進室
TEL　077-528-4517　TEL　077-528-4570、4578

# 地域展開を見据えた部活動改革の推進

➢ これまで中学校部活動が果たしてきた役割を継承・発展させるとともに、子どもたちが安心・安全にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、部活動改革の一層の推進に向けた財政支援策の拡充を強力に要望する。

【提案・要望先】文部科学省・スポーツ庁・文化庁

## 1 提案・要望内容

### (1)人材確保と指導の質担保のための支援

○ コーディネーター配置に対する支援の拡充をおこなうこと
○ 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援および指導員配置に対する支援の継続・拡充をおこなうこと
○ 中学生指導用のオンデマンド方式教材の作成・推奨する研修の提示をおこなうこと

### (2)希望する活動参加のための移動負担軽減

○ 生徒が希望する活動に参加でき、体験格差が拡大しないよう、移動負担軽減のための補助制度を設計すること。

### (3)学校施設等の環境整備(文化部活動等)

○ 公立中学校の施設が地域クラブの活動場所として使用できるよう、校内セキュリティシステムへの対応やシャッターの設置等の校舎等の施設整備・改修について財政的に支援すること。

## 2 提案・要望の理由

（1）人材確保と指導の質担保のための支援

○ コーディネーター配置は、地域展開推進のための基盤であり、補助率の引き上げや、複数配置を支援する上限額の引き上げなどの支援拡充が必要。
○ 指導者等の謝金を十分に確保できず、人材確保に苦慮しており、補助率の引き上げが必要である。また、部活動指導員の補助単価(1時間あたり 1,600 円)についても、実態に合っておらず、引き上げが必要。
○ 指導者の質を確保するため、義務教育課程にある中学生指導時に身に付けておくべき内容を国が保障する全国一律の最低限の基準とする研修動画等のオンライン教材が必要。

（2）希望する活動参加のため移動負担軽減

○ 移動手段の確保に向けた支援については、部活動の地域展開等推進事業の補助対象に含まれているが、地域間で生徒の体験格差が生じないよう、単独で補助メニューにするなど、支援の拡充が必要。

（3）学校施設等の環境整備（文化部活動等）

○ 現在の予算措置は、スマートロック設置等の簡易なセキュリティにのみ対応しており、学校施設を活用する必要性が高い吹奏楽等の活動において、活動場所と他の教室や職員室への移動を制限できるようなシャッターの設置およびセキュリティシステムのエリア設定などの対応ができないという課題がある。

## （本県の取組状況と課題）

【取組状況】

○人材確保と指導の質担保のための支援

・コーディネーターの配置状況は、13 市町/(19 市町)で 19 名の配置に留まっており、予算捻出が困難で配置継続が困難となる事例がある。
・事業継続のためには、指導者を含めた人材確保について継続した財源確保が必要であるが、その確保が困難なため、確保数が制限されている事例がある。
・関係者間で協力して指導者に対する研修を実施しているものの、受講内容の精査、効果の検証が必要であり、県に対して基礎講座開催等の要望がある。

○希望する活動参加のため移動負担軽減

・公共交通機関等が乏しい地域等においては、移動が困難であることを理由に、地域展開や市町間連携をあきらめざるを得ない事例がある。

| (運動部) | R5 | R6 | R7 | R8 |
|---|---|---|---|---|
| 地域指導者 計 | 181 | 237 | 312 | 327 |
| 部活動指導員 | 83 | 130 | 183 | 222 |
| (国庫補助対象) | 78 | 119 | 144 | 調査中 |
| (単独) | 5 | 11 | 39 | 調査中 |
| 外部指導者 | 98 | 107 | 129 | 105 |

1,200 弱ある部活動に対し、複数指導を前提とすると、指導者確保数は2割にも満たず、大幅な増に向けた対策が必要

○教育委員会、スポーツ協会等で研修を実施し連携を図っているが、予算や人員規模等に差があり、研修内容が十分ではなく、県に対して基礎講座開催等の要望がある。

**【課題】**

**○人材確保・広域調整と質の担保**

市町間の人材の奪いあいや高齢化に加え、単独市町での解決が困難な地域等において、自治体を跨ぐ広域調整を担うコーディネーター等の確保・配置がさらに必要である。また、中学生指導のためには、ハラスメント防止やコンプライアンス等を含め指導者が共通して身に付けておくべき資質向上・質の担保が必要である。

**○財政負担と持続性の懸念**

地域クラブ活動の活動等の支援や推進体制の整備等の国の補助事業における「市町負担 1/3」が自治体財政を大きく圧迫しており、さらなる推進が困難な状況である。

**○移動手段の欠如と送迎負担**

中山間地や広域自治体では公共交通が乏しい地域があり、地域展開による広域化や、地域連携における拠点校化の場合も、活動のためには保護者の送迎が必須となる状況である。

**○学校施設の利用・管理環境**

スマートロック設置等の簡易なセキュリティにのみ対応しており、吹奏楽部等の活動において、校内の動線移動を制限するシャッター設置やセキュリティエリア設定などの施設整備・改修に対応できていない。

担当：教育委員会事務局幼小中教育課　TEL　077－528－4662
教育委員会事務局保健体育課　TEL　077－528－4627




# 学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

➢ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省

## １ 提案・要望内容

（1）校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
（2）不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
（3）日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

## ２ 提案・要望の理由

滋賀県では、令和５年 12 月に策定した「第４期滋賀県教育振興基本計画（滋賀の教育大綱）」および令和７年３月に改定した「しがの学びと居場所の保障プラン」により、多様な学びの機会や居場所の確保について全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。令和９年度においては、このような支援計画等に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保願いたい。

**(1)校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実**

○ 本県は、校内教育支援センター（以下、SSR）設置について、全国に先駆けて早くから取り組んでおり、不登校支援等で一定の成果を挙げてきている（R8 現在、全国第４位）。しかし、市町単独運営は財政的に困難で、特に支援員の配置や備品整備について、国による財政措置を求める要望が今年度も市町から多数寄せられている。そのため、効果のある SSR の継続的な運営のため、国による必要な予算の確保をお願いするとともに、新設のみを対象とした補助や期間を限定した支援措置等の要件について、ぜひとも緩和いただきたい。

**(2)不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実**

○ 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、国からの支援を活用し、ＳＣやＳＳＷの配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でない状況。さらに家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズにも対応できるよう、COCOLO プランの実現に向け、さらなる人材確保と配置充実のために必要な予算確保を強くお願いしたい。

**(3)日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実**

○ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助金は、令和６年から３年連続で計画書の額を下回る内示であった。県や市町が地域の実態に応じた支援を計画どおり実施できるよう、国庫補助希望額の全額交付をお願いしたい。また、新規にプレクラスを設置する自治体だけでなく、既に設置している場合においても補助を実施していただきたい。本県においては、企業等との連携が図れるよう滋賀経済産業協会と意見交換を行うなど取組を進めているところ。各地域で実践されている好事例や連携手法、成果等について積極的な情報共有をお願いしたい。

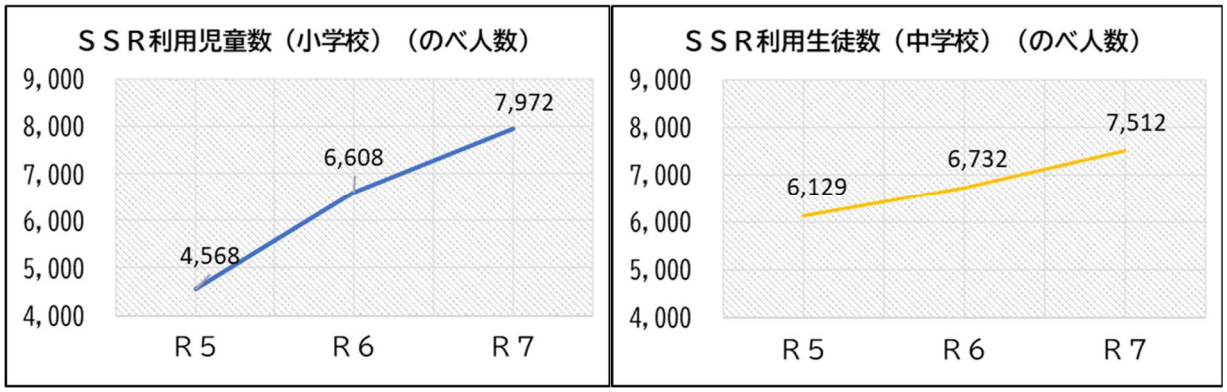
# （本県の取組状況と課題）

## (1)校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

○ 校内教育支援センターの設置状況（令和８年５月）

| | 学校総数 | ＳＳＲ設置校数 | 設置率（%） |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 218 | 180 | 82.6 |
| 中学校 | 98 | 89 | 90.8 |
| 計 | 316 | 269 | 85.1 |

○ 校内教育支援センター利用児童生徒数の状況




## (2)不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○ 「支援につながっていない子どもをゼロにする」
（「しがの学びと居場所の保障プラン」令和７年３月改定）

※支援とは、子どもが学校内外の機関等で専門的な相談、指導を受けている状態をいう。

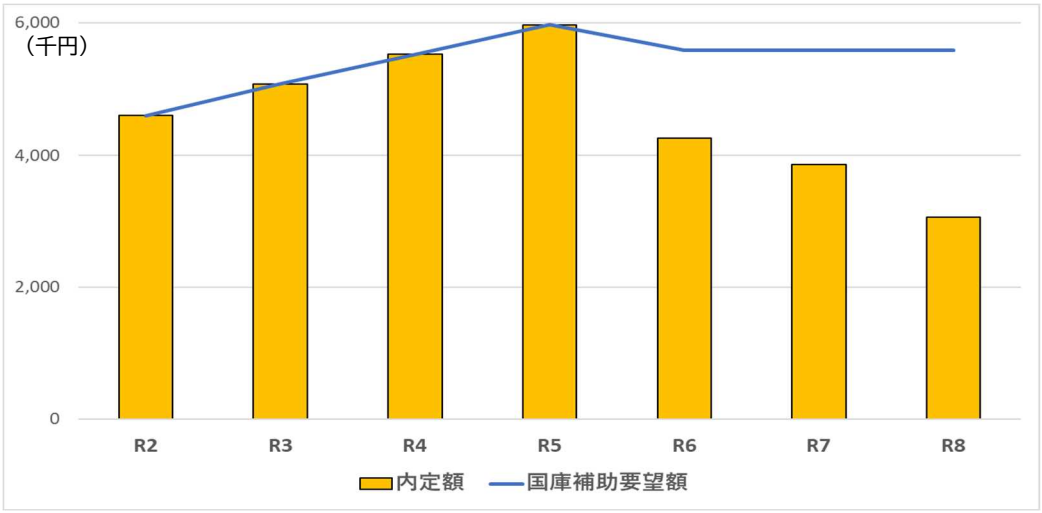
＜令和７年度：アウトリーチによる不登校児童生徒を支援につなげる取組結果＞

| | 支援につなげる取組をした | うち、支援できた |
|---|---|---|
| 人数 | 546 人 | 314 人 |

※令和６年度　支援を受けていない不登校児童生徒数　1,459 人

## (3) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

○ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」市町間接補助金（内定額）の推移




担当：教育委員会事務局幼小中教育課
児童生徒室　TEL:077-528-4668
教育課程指導係　TEL:077-528-4665